

第五十一回 参議院法務委員会會議録第二十四号

(四三五)

昭和四十一年六月七日(火曜日)  
午前十一時六分開会

委員の異動

六月七日  
岡村文四郎君 補欠選任  
柳岡 秋夫君 井川 伊平君  
瀬谷 英行君

出席者は左のとおり。

委員長 和泉 覚君  
理事 木島 義夫君  
松野 孝一君  
稲葉 誠一君  
山田 徹一君

委員

井川 伊平君  
後藤 義隆君  
斎藤 昇君  
鈴木 万平君  
田中 茂穂君  
中野 文門君  
中山 福蔵君  
大森 創造君  
亀田 得治君  
瀬谷 英行君  
野坂 参三君  
市川 房枝君

國務大臣

法務大臣 石井光次郎君

政府委員

法務省民事局長 新谷 正夫君  
法務省刑事局長 津田 實君

事務局側

説明員

常任委員会専門員 増本 甲吉君  
警察庁警備局公 安第一課長 山本 鎮彦君  
大蔵省証券局企 業財務課長 安井 誠君  
大蔵省証券局証 券業務課課長補 佐 西村 正義君

本日の會議に付した案件

○檢察及び裁判の運営等に関する調査  
(米軍基地における米人犯罪及び刑事特別法に  
関する件)

○商法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議  
院送付)

○委員長(和泉覚君) ただいまから法務委員会を  
開会いたします。

まず、委員の異動について報告いたします。  
本日、柳岡秋夫君が委員を辞任され、その補欠  
として瀬谷英行君が委員に選任されました。

○委員長(和泉覚君) 檢察及び裁判の運営等に関  
する調査を議題とし、米軍基地における米人犯罪  
及び刑事特別法に関する件について調査を行ない  
ます。稲葉君。

○稲葉誠一君 いま委員長が読まれた件について  
質問するわけですが、それに関連して、過日の横  
須賀に原潜が入ったときの行動、これに関連する  
警察当局の取り締まりの体制といいますが、そう  
した問題について聞きます。

その前に、ちょっと聞いておきたいことは、そ  
の日に何か中国から来た記者の二人ですが何が何  
か行動をとったからということでは伝えられておる  
のですが、それは具体的に政府当局が確認してい

るのどういうことなんでしょうか、そこから始めた  
と思います。

○説明員(山本鎮彦君) ただいまの御質問につい  
てお答えしたいと思います。

その中共の記者といわれる方は、陳伯微、高地  
という二人の記者でございまして、この兩名の六  
月一日における横須賀の行動について御説明した  
と思います。六月一日午前九時三十五分ごろ、  
陳記者が濃紺のレインコートを着て黒の洋が  
さをさし、高記者は同じく濃紺のレインコートを  
着て黒のベレー帽をかぶって、左腕に白地に赤文  
字で「PRESS」と書いた腕章をつけて、横須賀駅前  
臨海公園内の原潜寄港阻止実行委員会中央現場本  
部の小屋から、十五、六名の阻止闘争参加者と認  
められる男とともに出てきたところを警官二名が  
現認をいたしました。

そして、小屋から出てきた二人の記者は、ちょ  
うどそのとき海上抗議船団九隻——この船に三十  
六名が乗っておりまして、この船団が臨海公園  
の船着き場方面に進行してきたので、その状況を  
約五分間くらい見ておりました。九時四十分ごろ  
抗議船団が船着き場に到着したので、陳記者の  
持っていた洋がさが高記者が入って、二人で船着  
き場まで行ってその状況を見ておりました。

九時四十五分ごろ、海上デモ参加者と船着き場  
で出迎えた抗議代表団約四十名が、船着き場上  
がりの近くの広場に抗議団の代表と思われる男を  
囲むようにして、半円形に集合いたしました。こ  
のとき、記者二名は、陳記者のかさに入りなが  
ら、集合した抗議団の後方中ほどに位置して、集  
会の現場を見聞しておりました。間もなく抗議団  
の一人が演説を始めたが、そのころは参加者が  
約百名くらいになったため、記者は位置を移動  
してはいないようであったが、あとから来た者が記  
者の後方に集まったので、兩名の位置は同集会の

中央よりやや後方になっていました。

九時五十五分ごろ演説が終わって、代表者が音  
頭をとって、「原潜帰れ、アメリカは日本から出  
ていけ」と、こういうシュプレヒコールを行ない  
まして、それに参加者全員が一斉に唱和して、洋  
がさを持っていた者十数名は一斉に洋がさを差し  
上げ、洋がさを持っていない者は一斉にこぶしを  
上げました。このシュプレヒコールは全員が三、  
四回繰り返して唱和しましたが、この兩記者の  
行動に注目していた警察官は、記者がかさを差し  
上げた状況を確認いたしました。

兩名の記者は、集会が終わったあと、この集団  
の中から上気した顔で出てきて、臨海公園の  
入り口付近で抗議団の中にいた男と一緒になっ  
て、公園入り口前まで来て、その男と二、三分間  
話し合ったあと、あいさつして別れて、横須賀駅  
構内に入って、十時半の東京行きの電車で乗車し  
て帰った、というのが当日における事実でござい  
ます。

○稲葉誠一君 そうすると、中国から来た記者だ  
からというので、警察官は絶えずその人の行動を  
マークして、くっついて、何といいますが、注視  
して歩いているわけですか。そうでなければ、そ  
ういう何分に分れたとか、こまかいことがわか  
りっこないわけですね。そういうふうな行動を  
とっているんですか。

○説明員(山本鎮彦君) 別に注視を絶えずしてい  
るわけではありませんが、一応身辺の保護という  
形で、まあこれまでいろいろとケースがあった  
ようなこともございまして、本人に迷惑を及ぼさ  
ない範囲内で保護の任に当たるといふ状況になっ  
ております。

○稲葉誠一君 それは、写真でもちゃんととっ  
て、何か確認されているんですか。このときの状  
況というものはその写真によってわかるんです

か、いま言ったような、この人がかさを上げたとか上げないとかいうことが。

○説明員(山本鎮彦君) 当日は写真はとってございません。

○稲葉誠一君 警察官は何人の人が現認したんですか。

○説明員(山本鎮彦君) 二名でございます。

○稲葉誠一君 そんなことを、あれですか、神奈川県警本部があるいは警察庁か知りませんけれども、特段に取り上げてどこかへ報告したのですか。

○説明員(山本鎮彦君) 原潜のいろいろな状況の報告の中に、一つの事案としてわれわれのほうに連絡が参っております。

○稲葉誠一君 これは法務大臣にお伺いするんですけれども、いま言ったようなことがかりに事実だとしたところで、一体それを特に取り上げなきゃならないほど大きな問題なんですか。あるいは、別に取上げないんだ、取り上げないんだけれども、ただ自然と取り上げられたような感じがするようになってしまったんで、政府当局としては別に取上げるつもりはなかったんだと、こういうふうなことになるんですか。

○國務大臣(石井光次郎君) 私は、この問題は、報告で初めて聞いた程度でございます。警察のほうも、いまお話のありましたように、ただ行ったんだというくらいに扱っておられた問題だと思えます。したがって、この問題を大きく取り上げましてどうしようというつもりで意欲的に取り上げるということは考えておりません。いまもそのとおりでございます。

○稲葉誠一君 結論として、まあ大局的に見て、この問題は、まあ問題と言ふのもおかしいですが、別に問題でもないと思えますけれども、いま大臣が言われた最後のことで私どももこれ以上追及はいたしません。そのほうが問題の取り上げ方として妥当ではないかと、こう思いますので、この点について私はいまの関係の質問はこれで打ち切ります。別のことに入ります。

○瀨谷英行君 いまのに関連して。

大臣の最後の答弁で尽きるといふことであれば、こうであるけれども、新聞に発表になった限りでは、中国人の記者が一緒にデモを行なってシユプレヒコールをやったと、このように報道されておると思ひます。そうすると、この新聞記事を見た人が抱く疑問は、日本の政府は中国人記者に対して終始監視をしておったと、こういうことになる。シユプレヒコールをやったということになると、声を出すことなんですよ。黙っていたのじゃシユプレヒコールにならない。声を出すということになる。隣にでもないない。これをわからぬわけでしょう。それを、かさをもち上げたのを見たというだけでシユプレヒコールに参加したという認定を下して発表するということでは、少しこれは大げさに問題を扱い過ぎたといふ感じがするわけです。かさを上げたといふことですけれども、雨が降っているときにみんなかさをさしている。一緒にかさをさしている人間がみんなかさをもち上げれば、一人だけかさをもち上げなかったらどういふことになる。これはぐあいが悪いのじゃないですか。まわりに並んでいる人がかさをもち上げるときに、自分もかさをもち上げなければ、ぐあいが悪いことになる。そういうことでシユプレヒコールをやったということを認定したり、あるいは、抗議行動に記者が任務を越えて参画をしているというふうな報告をしたりするといふことは、これは何か特定の意図があるのではないかという疑問を持たれてもしかたがないと思ひます。だから、むしろ、この種の問題については、政府のほうで、何らかは意欲的に取り上げる気はないし、シユプレヒコールをやったかどうかという点も確認したわけじゃないと、あるいはまた写真もあるわけじゃないというふうなことをはっきりさせるべきじゃないでしょうか。中国人の記者が何か反論の声明を出したようなのでありますけれども、ああいう声明を出されると、それに対して日本の政府が黙っているということになれば、これまたおかしいことになる。だから、そ

の点、問題を提起したのは日本の政府なんです。ああいう声明を出されたといふことも事実です。それに対する処置としては、大臣の気持ちにはわかったけれども、政府としての処置は一体どのようになっているものか、その点を伺いたいと思ひます。

○國務大臣(石井光次郎君) 政府といたしましてこれを特別に取り上げて――問題が報告があったといひましても、これがそれとおりであるといふ報告であつたわけではあります。いま警察庁からの報告のとおりであります。それはそれ以上取り上げないといふだけでございます。そいつを、さらに取り上げて、こう言っておつたが、こゝうだあだといふのをいまさらしく私どもがまたこれに対して発表すると、これはかえって何だかどうも事を仰々しくするもので、かえっておかしうありませんでしょうか。

○瀨谷英行君 じゃ、かえっておかしいかといふふうにおっしゃるならば、この問題が閣議で報告をされたらあるいは新聞に発表されたらという事実、つまり、シユプレヒコールに中国人が参加したとか、あるいは抗議行動に記者の任務を逸脱した行動があつたかのような発表をしたといふことは、これはもう事実と違ふといふふうに認められることなのかどうか。かさをもち上げようといふ足を持ち上げよう、そんなことはたいしたことじゃないと思ひますが、なご閣議の問題とするとどうなるかと思ひます。しかし、事実は、閣議の問題となり、新聞にも公に報道されたかのような印象を国民には与えておる。だから、あなたがそういうふうに行われるならば、政府として特別にこの問題を取り上げる気もないし、新聞に発表する気もない、それだけのことでありといふふうに行われるなら言われるんでいいんですよ。それだけのことでありといふふうに行われるならば、われわれも何もこれ以上申し上げるつもりはないんです。その点はどうか。

○國務大臣(石井光次郎君) 私は、初めからこの

問題を、話を聞いたそのときに私はこの報告を受けてないくらいでございます。ただ報告の中で何かあつたんだらうといふくらいに軽く聞いておつたのでございます。まあその後の報告を見ましても、いまの程度でございますので、何かあれば、もし違反的な行動があれば、それは罰するといひるのはこれは当然のことです。なければ、そんなものは問題にすべきものではないといふことでございます。問題にすべきものではない程度のものであつた。まあこのくらいのことでは、どういふことであつたかわからないが、私どもが特別に取り上げて、これを罰するとか罰しないとか、あるいははわれわれのほうでどうするかこうするとかといふような仰々しい扱いにする問題にはしたくないといふのが私の心持だといふことを申し上げておるわけでございます。

○瀨谷英行君 それじゃ、新聞に発表になったのが、どういふ機運を通じたか知らぬが、誇大に発表されただけで、それほどの問題として閣議で取り上げられたこともなければ、報告されたこともないし、問題になったこともない、政府としても問題にしないといふこと、こういうことになるわけですね。

○國務大臣(石井光次郎君) 閣議の席で話の出したことは事実でございます。しかし、私どもがどんなに実は軽くこの問題を見ておつたかといふと、私も閣議者の関係になるわけでございますが、私、その日に帰って新聞記者会見したときに、その話を一つもしてないんです。あとで新聞記者の諸君が、こういう話があつたさうであるがと。しかし、それはまああつたといふはあつたんだが、まだほくのところに報告がないくらいのもので大した問題じゃないと思ひますが、それは君らに知らせなくて悪かつたなというふうな、これくらいに私はこの問題は思つておつたわけでございます。まあそういうわけでございますから、新聞記者がどう扱つたか、それに対してまた政府が取り消すとか取り消さぬとかといふのは少し仰々しいんじゃないかと、こういうふうには私は

思っておるようなわけでございます。

○瀬谷英行君 私は政府が取り消せとかんとか  
いうことを言っているわけじゃない。その問題  
がいままで報道されたような内容のものであると  
すれば、これは何とかしなきゃならぬということ  
ですが、大臣がそのことを全面的に否定をして、  
あれは勝手に新聞が誇張して書いたんだと、政府  
としては特に取り上げるほどの問題でもなかった  
し、報告事項でもなかった、話題になった程度で  
あるけれども、内容はいまの程度であるというこ  
とならば、なるほどそれならばこれは特別に取り  
消すとかんとかという必要はない。あなたが国  
会でもって言明されたことによってすべてが尽き  
ると思うから、私は念を押しただけです。私が念  
を押したのは、ただ新聞に出た限りではそうじゃ  
ないですからね。これはあなたも御存じでしょ  
う。新聞に出た限りではそうじゃない。だから私  
どもはここで聞いておるわけです。だから、これ  
は、いまの大臣の言明の程度であって特に問題に  
するに足ることじゃないというふうにいまでも  
思っておられる、それでいいことです。

○龜田得治君 結論は、稲葉、瀬谷両君の質問に  
お答えいただいたので、まあ私もそれでけっ  
だと思ふのですけれども、ちょっと質疑の過程で  
多少気になる問題が出ておりますので、確かめて  
おきたいと思ひます。

それは、二人の方が警察のほうから二人の記者  
の行動を見ていたと、こうなっているんですが、  
この二人というのは、本庁からつけてあるわけ  
ですか、あるいは地元の神奈川警察なんですか。

○説明員(山本鎮彦君) それは、警視庁の警察官  
でございます。

○龜田得治君 その方は、常時このお二人の方  
の、まあ身辺保護という立場のようですが、常時  
ついておられる方でしょうか。

○説明員(山本鎮彦君) 必ずしも常時ついてい  
るものではないです。

○龜田得治君 私、常時と申し上げたのは、これ  
は二十四時間ぶっ通しという意味ではなしに、こ

れは、当然交代しなければいかぬわけでして、ま  
たほかに二人の班とかもう一つの班とかそういう  
ふうなものもあることは当然わかるのですが、大  
体そういう任務をもってまああなたのほうでい  
えば身辺の保護に当たっている、こういう理解で  
いわけですね。

○説明員(山本鎮彦君) もし身辺保護の必要があ  
る場合には、そういう任務に当たっているわけ  
でございます。

○龜田得治君 そうすると、お二人の方は二人の  
記者を十分知っておるということになるわけだ  
ね。

○説明員(山本鎮彦君) そうでございます。

○龜田得治君 それから、これは横須賀だけじゃ  
なしに、ほかの場合でも、警察の方がついた場合  
に、やはりちゃんと前後の行動というものはメモ  
などをとってあるわけですね。

○説明員(山本鎮彦君) 身辺保護その他の必要が  
ある場合には、そのような形で状況の視察をして  
いる場合がございます。

○龜田得治君 そういうメモなどは、ちゃんと上  
層部に報告されるわけですか。

○説明員(山本鎮彦君) 上層部というわけでも  
ございせんが、その上司に対して報告が出る場合  
がございます。

○龜田得治君 それで、そういう身辺保護を、本  
人が、そんなことは断ると、こういうような場  
合はどうなるんでしょうか。

○説明員(山本鎮彦君) しかし、断られた場合  
でも、いろいろな情報から身辺保護の必要がある  
とわれわれが判定した場合は、断られた場合で  
も、御本人の迷惑にならない範囲内で身辺保護の  
任に当たられます。

○龜田得治君 そうすると、本人の承諾いかに  
かわらず、警察の判断でつけるんだ、こういう  
理解でいいわけですね。

○説明員(山本鎮彦君) 必要な場合はそのように  
いたします。これは警察の責務上当然だと思ひま  
す。

○龜田得治君 事前に、本人に、つきますからと  
いうことは言うわけでしょうか。われわれがまあ  
国会等でいろいろな問題があった場合に、言うて  
きますね。

○説明員(山本鎮彦君) それは、本人に言う場合  
もあります。言わない場合もございます。

○龜田得治君 それは本人のためにやるんですか  
ら、全部言うたほうがいいんじゃないですか。言  
わない場合もあるとおっしゃるんだが、そんな必  
要はないじゃないですか。

○説明員(山本鎮彦君) 言わない場合と、この  
は、本人がその必要はないというふうには判断さ  
れてわれわれに言われた場合でも、やはりわれわれ  
の判断からして非常に情報上危険であるというよ  
うな場合に、独自で保護の任に当たるという意味  
でございます。

○龜田得治君 いま記者の方は何名いらっしや  
いますか。

○説明員(山本鎮彦君) 九名でございます。

○龜田得治君 その人たちが各種の取材活動で歩  
かれるわけですが、身辺保護のために必要な人  
として警視庁のほうでつけておられるのは合計何  
名になるんですか。

○説明員(山本鎮彦君) 十数名になります。

○龜田得治君 取材活動は毎日あるわけでしょう  
が、そうすると、十数名が、まあ休日でもちろ  
ん交代してあるでしょうが、常時半数ぐらいいは  
はりついて歩いているという結果になるわけだ  
しょうか。

○政府委員(山本鎮彦君) まあその日その日に  
よって違うわけでございますが、半数というふう  
にはつきり言えるかどうかわかりませんが、ある  
程度の数は常に保護の任に当たっていると、言っ  
て差しつかえございません。

○龜田得治君 これは、関連して一般的なことを  
聞いたわけですから、この程度にして、横須賀の  
ことについて一つだけお聞きしておきますが、お  
二人の記者が立っておる所から何メートルぐら  
い離れてその二人の警察官が立っていたんですか。

○説明員(山本鎮彦君) その会場の――前後の時  
間帯によって違いますが、最後の状況は、大体二  
十数メートルぐらいい離れておったところでござ  
います。

○龜田得治君 その問題になっておる、かさを上  
げたとか上げぬとかいうときには、二十数メー  
トル……。

○説明員(山本鎮彦君) さようでございます。

○龜田得治君 雨は降っていないから、降ってお  
ったわけですか。そうすると、それはあなた、二十  
数メートル離れていて、雨が降っている、もちろ  
ん声が聞こえるわけじゃないということとは、これ  
はもう状況からはっきりする。みんなのかさが上  
がると、人間の自然な気持ちとして多少動くもの  
ですね。みんな左へ揺れたら多少左へ揺れると、  
これは自然の反応ですよ。だから、そういうこと  
を神奈川警察からあなたのほうへまず報告が来た  
んでしょうが、それを公安委員長に報告をして、  
公安委員長から閣議で報告をさせるといふような  
ことをなさるといふのは、ちょっと大げさだ。こ  
れは、あなた、石井法務大臣でも、軽う聞いて  
おったと、言うてみれば、そういうことを本省の  
皆さんが自治大臣にさせるといふのは、これは  
やっぱり多少行き過ぎだと思ひますがね。どう  
なんですか。

○説明員(山本鎮彦君) 先ほどちょっと申し上げ  
ましたとおり、原潜の寄港に伴ういろいろな警備  
事案、そういう問題についての報告の中のまあほ  
んのちよっとした一部に、こういうこともありま  
したという意味合いで大臣に対して報告申し上げ  
たわけでございます。

○龜田得治君 そうすると、この問題があの報告  
の主体ではなかったという理解でいいですね。

○説明員(山本鎮彦君) さようでございます。

○龜田得治君 それじゃ、まあその程度にいたし  
ましょう。

○稲葉誠一君 いまの話は何か伝えられているの  
は、デモに参加して、ずっとデモに行進したとい

うふうに一部伝えられていますね。その話はどこから出てきたのですか。

○説明員(山本眞彦君) 私は先ほど申し上げた事実だけを大臣のほうの報告の中に入れておいただけでございまして、稲葉委員の御質問のことは私は存じません。

○稲葉誠一君 あなたのほうで軽く報告したのを、国家公安委員長が、あの人の性格がわかりませんけれども、何だか誇大にあらちこちらしやべったんですね。あの人の人と言っちゃ悪いけれども、少しオーバーにしゃべるのじゃないかという気がするんですけれども、まあいいです。そういうふうなことはあなたのほうで報告してないんだと。そうすると、それと違つたような形のもが一部伝えられているような気がするものですか疑問に思っているわけですが、その点はこのでかれこれ言つても始まらないでしょう。そうすると、身辺保護ということだと、あれです、かさを上げたの下げたのまで見てないと身辺保護できないわけですか。

○説明員(山本眞彦君) まあその状況を見ておつたところ、そういうような現象があつたというだけでございます。

○稲葉誠一君 この程度にしておきます。これは国家公安委員長が何か少しオーバーというか、ものごとを脚色して話したのかどうかのかわかりませんけれども、あなたのほうからあの国家公安委員長にもう少し慎重にすべてのことを取り扱うようによく言つておいてください。どうも少し軽いですからね。答えなくていいです。

話は本論に入りますが、横須賀におけるアメリカ人の犯罪の状況はこれまでどういうふうになつていますか。これは、警察で立件したものと、立件したものを受けた検察庁での受理の問題とですね。アメリカ人でも、軍人もあり、軍属もあり、家族もあるわけですが、この一連の關係はどういうふうになっているのか、統計的な説明をある程度お願いしたいと思ひます。

○政府委員(津田寛君) 横須賀におけるというこ

とであります。横須賀におけるということで統計がとれておりませんので、横浜地方検察庁管内という前提で申し上げますと、昭和四十年におきましては、横浜地検管内におきましては六百四十九人が検察庁で受理されております。そのうち、起訴されたものが九十六人、起訴猶予のものが二百四十三人、そのほかでございます。

○稲葉誠一君 問題はこれの中に相当あると思うんですが、前段階で、これはききよう警察のほうにうまく連絡が私の方でしてなかつたのですが、この次でもいいと思ひますが、送検した六百四十九人というものの以外に、警察で取り調べをしたというものが相当あるわけですよ。相当あつて、検察庁へ送らないのがいっぱいあるわけですよ。これを絶対警察では発表しないわけですよ。これはこの送検したもの十倍以上にのぼるはずですよ。これをよく調べてくれませんか。これは警察ではなかなか明らかにしないわけですよ。事件があつても、それを送らないんです。警察で、アメリカ人の場合には、警察だけで押さへちやつて、捨てちゃうものが非常に多いわけですよ。何件扱つたのか、そのうち何件検察庁へ送検したのか、これを明らかにしていただきたい。ききようわからなければ、この次でいいです。それから東京の場合も同じです。立川とか府中の場合に、これはほとんど立件しないでしょう。立件しないで全部事件を不問にしちやうでしょう。これは日本人の場合と極端に違ひます。警察のやり方が、これはどここの管轄ですか。刑事局の管轄ですか。ききようは連絡がとれておりませんか、あとで明らかにしてもらいたいと思ひます。

いまの刑事局長の言われた六百四十九人というものの内容をもう少し明らかにしてもらいたいですが、ね。軍人の場合、軍属の場合、家族の場合、あるいは犯罪別の内容もあると思うんですが、それから起訴というものは起訴の内容はどういう犯罪がどれくらいだということですね。それからよく聞きとれなかつたんですが、不起訴二百何人ですか、そのあとのものでその他というのは、よくわから

ないですが、どういふふうになっているんですか。

○政府委員(津田寛君) 起訴いたしました者が九十六人で、二百四十三人が起訴猶予であります。その他、嫌疑不十分等があるわけですよ。

それから具体的にどういふ事件があつてということ、実はこれは一々事件報告をとつておりませんので、そのこと自体はちよつとわからないんです。統計としてそれだけのものをとつておるといふことになつておるわけでございます。

○稲葉誠一君 公務員の犯罪などは、小さな犯罪でも事件報告をしているでしょう、一々。それから選挙違反だつてやつておるわけですよ。そういうようなことで、アメリカの軍人なり何なりが相当大きな事件を起しておるのに、一々事件報告がなくてその内容がわからないなんて、そんなばかな話はないですよ。それは当然とるべきです。逆に日本人が――あとで聞きますけれども、刑事特法でやられた場合は、全部事件報告をしてい

るのじゃないですか。それはおかしいんじゃないですか。

○政府委員(津田寛君) これは、事件そのものとして、たとへば特異な事件という意味において報告を受けているものはありませんが、統計の内訳にはならないわけですよ。したがって、特異な事件がどうであつたかというところにはあつて、これは事件報告を全然とつてないわけではありませんが、一般標準としてとられていないというわけでありまして。

あとの道路交通とか単純な暴行というものは、一々事件報告は来ておりませんので、それを統計に仕分けして内容というところはわかりません。刑事特別法は刑事特別法で特段の立法上の問題を考えまして、刑事特別法の報告は受けておりますけれども、これもこまかいものは一々とつておりません。特異な事件だけとるということになつております。

割でしょう。あるいは、七割くらいまでいっているのじゃないですか。極端に起訴率が低いですね。これはどういふわけですか。

○政府委員(津田寛君) 駐留軍の事件は、非常に重大な事件も従来はありましたけれども、最近ではほとんど少なくなつてきております。そこで、大体は暴行であるとか簡単な傷害であるとかそういうようなこと、それから大多数のものは道路交通法違反という業務上過失傷害致死、こういうことになつております。そこで、現在、起訴率は、いま仰せのとおり六百四十九人のうち九十六人、この一つの例からいしましても大体そういう率になつておりますけれども、そのほかの事件につきましましては、非常に軽微な事件が多いから起訴猶予になるという問題と、もう一つは、その起つた原因が言語、風俗、習慣の違い等から起る誤解等に基因しているという意味において起訴猶予にすべき事案というのがあります。さらに、この事件につきましましては、アメリカ軍も裁判権を持つておりますので、日本側が裁判権を行使するよりもアメリカ側に裁判権を行使させるほうが刑事政策上有利である。すなわち、再犯の防止その他に適當であるというものは、日本側で起訴猶予にして、アメリカ側の裁判権を行使させるということもやつております。そういう関係から、いわば二重の裁判権を行使しておるといふことになつておりますので、日本人の場合と比べまして起訴率は違ふことは当然であると思ひます。

○稲葉誠一君 それは、アメリカの軍人なり軍属の犯罪というところについて、非常にきつた、ある意味において理解があり過ぎる意見ですよ。具体的に非常に問題があつて違ふところがたくさんあると思ひます。

では、日本人の事件の場合、通常の道路交通法なんかを入れた場合の起訴率はどれくらいになつておりますか。

○政府委員(津田寛君) 大体八〇%ぐらいだろうと思ひます。道交を入れますと。

○稲葉誠一君 道交を入れてアメリカの場合ほど

の程度になるんですか。

○政府委員(津田實君) 大体二〇%ぐらいであります。

○稲葉誠一君 じゃ、道交を入れて、日本人の場合には八〇%、あるいは八〇%をもっとこえるかもしれないませんが、これは統計のとり方として、片一方は道交を入れてアメリカ人の起訴率は二〇%なんというところは、そんなばかなことは絶対あり得ないわけですか。ぼくは絶対承服できないんです。あなたの言われた起訴猶予二百四十三があつて、そのうち、米軍裁判権のほうに回したほうが多いというので米軍に回したというのはどのくらいあるんですか。

○政府委員(津田實君) これは回すという行動はとれません。日本側から犯罪通告をしておりませんから、アメリカ側にこの分はそちらにやらせる——やらせるといいますか、やるべきだということを書いておるわけでありまして、それに対して向こうが処理をいたしますと報告を受けておる、こういうことになっておるわけでありまして。

○稲葉誠一君 だから、起訴猶予のものを通告しているんです。アメリカのほうに。じゃ、アメリカはその起訴猶予のものを受けてどういうふうにしたのかということとはわからないんですか。

○政府委員(津田實君) それは、統計にはいま数字はわかっておりません。

○稲葉誠一君 統計的にわかってないということじゃなくて、アメリカから報告がないんです。いろいろ兵隊が転属したりいたしますから、非常におくれて来るものもあります。報告はあります。

○稲葉誠一君 これは、二百四十三名の起訴猶予をアメリカのほうでどういうふうにか裁判したのかということとは、報告があるんだから、横浜地検に命ずればわかるわけでしょう。何件ぐらい報告があつて、その結果どうなつたか報告があれば、これはわかるでしょう。

○政府委員(津田實君) それは調査をすればわかります。

○稲葉誠一君 それは調査をして、これは二週間もあればわかりますから、調査をして報告をしてくれませんか。六百四十九名の内容別のもは全部わかるわけですか。起訴の九十六名の内容はわかるわけですか。かわらないはずはないわけですか。そのために地検のほうでたくさん人数がいるわけですか。そういうものを全部明らかにしてもらいたし、それから問題になってくるのは、九十六人プラス二百四十三人、それ以外のものについて、またあなたのほうでことばを濁して、こちから聞くまで言わないわけでしょう。こちから聞いてもなかなか言わないと思うんですが、嫌疑なしというのはどの程度あつて、その他とは一体何ですか。

○政府委員(津田實君) これは詳細わかっておりますが、大して多くなつたので申し上げなかつたのであります。犯罪の嫌疑なし三十二、百三十九件は第一次裁判権なし、それからあと二十五は少年の事件、その他十五。その他の内訳はわかつておりません。——ちよつとさらに補充いたしますが、そのほかに、他の検察庁に移送したものが八十七、家庭裁判所へ送致したものが八、こういう数字で、合計六百四十五になります。したがういまして、あとは未済である、こういうことではあります。

○稲葉誠一君 第一次裁判権なしというのはどういうわけですか。第一次裁判権のないものを送検しておるのはおかしいんじゃないですか。

○政府委員(津田實君) これは公務執行中の犯罪については第一次裁判権はありませんが、それでも警察が捜査したものも送致してきておりますから、これは裁判権なしという処分を検察庁でするわけでありまして。

○稲葉誠一君 第一次裁判権なしということは、公務執行中のものですか。これははっきりしてあります。それを一々やっぱり送るんですか。送っていくのが公正なやり方だという見方がありますから、送るのはいいと思ひますけれども、一々送って、それじゃそこですぐはねちゃうわけ

ですか。はねたあとどうするんですか、これは現実。

○政府委員(津田實君) 第一次裁判権のないものは日本側にとって刑事訴訟法上裁判権なしということになるわけですから、これはただ法律的判断を檢察官がするという意味において必要であるといふことになるわけですが、結局、刑事訴訟法によれば警察官は捜査したものは送致しなければならぬのですから、それによつてやつておるわけでありまして。第一次裁判権なきものにつきましては、こちら側としてはそういう事実があつたといふことだけを通知しているだけでありまして、向こう側がどういう処置をしたということについては、これは特段にあつて報告は、そのつど問題のやつは受けておりますが、それ以外は受けていないと思ひます。

○稲葉誠一君 これは、調べておる間に、ほかの部隊に転属になるとか、それから帰っちゃうものも相当あるんじゃないですか。

○政府委員(津田實君) それはありません。それは嚴重に処置をしております。帰した場合に引き返すようにいたしておりますから、それはありません。

○稲葉誠一君 じゃ他の地検へ移送が八十七件もあるというの、この具体的内容は何ですか。

○政府委員(津田實君) これは個別に調べてみないとわかりませんが、たとえば東京居住の者が横浜管内で事件を起こしたというものについては東京地検に移送する、こういうことになっておる、おそろくそういうことだらうと思ひます。

○稲葉誠一君 内容をよく調べてくれませんか。調べ中に帰っちゃうんじゃないですか。帰つたり、どこかほかに行っちゃうたり、国外へ出ちゃうたり——国外に出た場合に他の地検へ移送というのもおかしいけれども、ほかへ行っちゃうという例、アメリカに帰っちゃうものも相当あるんじゃないですか。それはないという保障ができていますか、何か。

○政府委員(津田實君) 絶対ありません。これは

は、アメリカへ帰したものは、やはり引き返させておりますから、そういう者はない。誤つて帰すことはありますけれども、その者について必要があれば何ときでも日本側に引き渡すなり日本側に運行してきておりますから、さうなことは絶対ありません。

○稲葉誠一君 身柄が勾留されておる場合にはないでしようが、ほとんど在宅でしよう。あとで、六百四十九人の送検が、勾留逮捕されて来たのか、在宅で来たのか、この内容を調べてもらいますけれども、非常にこれは在宅が多いわけですね。在宅の事件で日本の検察庁に被疑者としてかかつておる段階においてはアメリカ側は外国へ帰さないとか自分の国に帰さないという特別の取りきめでもあるわけですか。

○政府委員(津田實君) これは、地位協定の趣旨がそういうことになっておりますから、絶対にそれは守つております。日本側もそういうことをうやむやにするのを認めてはおりません。それから、なお、内容につきましては、これはかりに逐一横濱なら横濱について一年間の調べてみないと正確にわかりませんし、大体のことばかりかかれます。

なお、日本側で勾留しておる数につきましては、これはもちろん調査すればわかりますが、このうちで、日本側で勾留をしないで、アメリカの基地内の禁足処分に付しておつて、何ときでも日本側に出現させるというような処分のものもありません。

○稲葉誠一君 検察庁に行つてみれば、高検なりあるいは本省なりに対する統計というのは、実にこまかい統計をとつています。これはどういふ統計を高検なり本省に要求しておるかということとは、あなたのほうで刑事局関係だけでも何かあるか、一覽表を出していただければわかりますが、そういうような実にこまかい統計をとつていながら、なぜ米軍の軍人の犯罪というか、そういうような問題については統計をとつてないのですか。統計をとつておれば、横浜の地検に六百四十九人

送検を受けたものの犯罪がどういふ内容のものであるか、去年のことですから、その結果がどうなったのか、全部統計ができていなければならぬわけでしょう。絶対発表しなさいという。どう隠そう隠そうとしているんじゃないですか。どういふ統計を刑事局関係へ検察庁から求めていますか。これは、法規に従って求めるものと、法規に従わないけれども任意に求めているものと、いろいろあるでしょうけれども、一覧表をあとで出してもらいたいと思うんですがね。実にこまかいもので統計をとっております。刑事局だけでなくて、法務省全体なり、高検全体なりね。総務部もあるし、刑事部もあるし、公安部もあるんですから、そういう方向でどういふ統計をとって出しているのか。そういうこまかい統計をとってないから、米軍の軍人なり軍属の犯罪となると、全く統計をとらない。実に遺憾ですよ、こういうやり方は。

○政府委員(津田實君) これは日本側に裁判権をとりまして平和条約発効後数年間は詳細なものととっておりまして、だんだんその必要がないので、検察庁の事務を簡素化する、とにかく検察庁の人員はそんなにふえませんが、統計事務ばかりに検察庁の事務をやらせるわけにまいりませんので、統計は非常に簡素化したしております。ただし、お手元等にお配りしてある法務省の統計、つまり検察統計というのは、長年とらないと統計的な判断ができないものですから、これはかなりこまかいのをとっておりますけれども、かような個別の事件統計、そのときときに必要な統計につきましては、これはできるだけ簡素化をしておるわけでありまして、御必要であれば特定の年度について具体的に調査するよりしかたがないというふうな私どもは考えております。

○稲葉誠一君 問題を分けて、四十年にそれでは高検なりあるいは法務省なりへ横浜地検からいろいろな統計が出ているでしょう。たとえば、高検では、総務部もあるし刑事部もあり公安部もあり公判部もある、そういういろいろな部がある

し、法務省の中にもあるでしょうけれども、そこへどういふ種類の統計を出してあるか、これをあとで調べてくれませんか。実にこまかい統計をとっておりますよ。こういうポイントの問題になると、ばかしてしまつて出さないようにして発表していないわけですね。警察も発表しないので、きょう来ておる方々で局長が来ていないので、けれども、警察で一番のポイントは、署であつて検察庁へ送らない事件がある、アメリカの軍人なり軍属の場合には、何件アメリカのそういう事件があつたかということに絶対に発表しないでしょう。送検する部分はほんの一部分なんです。特定のたとえば横須賀の警察、あるいは立川の警察、府中の警察、ここでアメリカの軍人なり軍属がどういふ事件を犯したとして一応扱った事件が何件ぐらいある、そのうち送検したものは何件ぐらいだと、これを一週間ぐらいに統計をとって発表してくれませんか。委員会へ出して下さい。これはきょうの公安一課長のかかりじゃないかもしれせんけれども、よく帰つて刑事局長に話して出してもらいたいと思うんです。それはどうですか。

○説明員(山本鎮彦君) いまのお話、刑事局のほうへ伝えます。

○稲葉誠一君 伝えるのはあれですけども、何とかして隠そう隠そうとして出さないんじゃないですか。それでは困るから、現実に明らかにしてもらいたいと思います。

それから横浜地検で扱った起訴猶予の二百四十三件ですね、これは本来日本人がやったならば当然公判へ回つて実刑を食うようなものが起訴猶予になつてゐるというものが非常に多いと思うんです。強盗傷人が相当あるでしょう。強盗傷人にもいろいろありますよ、内容が。バーへ入つて品物を注文した、非常に高いからといっておこつて、ボーイさんがあるいはホステスですか、ああいう人をふんぐつてけがをさせたという、強盗傷人になるわけですね。日本の法律では懲役

七年です、最低。それが起訴猶予になつてゐるのが非常に多いんですよ。バーで高いからといってけんかしてふんぐつたぐらいだからということ、起訴猶予にしてゐるものもあるかもしれせんが、日本人だったら懲役七年食つちゃう。酌量減軽したつて三年半です。絶対執行猶予にならぬという事件ですね。それがほとんど言われぬといふ起訴猶予になつてゐる。暴行だとか傷害だとかといふのは非常に軽いようなことを言われるわけですね、いまの話で聞くと。日本人だつたら、暴行傷害だつたら、暴力行為で徹底的に処罰するのだといふてガンガンやられるわけですね。アメリカ人がやると、みんな起訴猶予になつちゃう。みんなというのには語弊があるかもしれないが、みんな起訴猶予になつてゐる。それは言語の違ひだとか習慣の違ひとかなんだといふて起訴猶予になつてしまふ。そんなばかな話はない。日本は天国だと言つてゐるんですよ、アメリカ人は言わねば。日本の警察なり検察庁は天国だ、こんな寛大なところはなはないと言つてゐる。こんなばかな話はないですね。だから、起訴猶予の二百四十三件の内容を、きょうは無理だと思つて、この次までに一週間ぐらいまでの間にしつかりその内容を明らかにしてもらいたいと思つてゐます。これは相当強盗傷人なんか多いでしょう。

○政府委員(津田實君) 日本人の間でも、いろいろバーにおける争ひの場合、一々強盗傷人等をやつてゐるという例はありませんから、その点一般標準と少しも違わない。ただ、起訴猶予にする場合に、アメリカ側において裁判をしたりするということによつて、日本人に本来起訴猶予にすべき率よりもそういうような率が高くなる、こういうことがあり得るという前提で、起訴猶予たる事実についての見方は全然変えておりません。

なお、ただいま、日本は天国だとおっしゃいましたけれども、フランスにおきます駐留軍に対する起訴猶予率は八五%でございます、日本は八〇%でございますから、ですから、その面から申

しましても、必ずしも世界的に日本が天国であるといふことは私は言えないと思つてゐます。

○稲葉誠一君 あるいは珍問であつて、それは珍問に対する珍答があつたのかもしれないが、日本人の起訴率というのは八〇%ですよ。いいですか。アメリカ人の起訴率は二〇%ですよ。引っくり返つてゐるんですよ。そんなばかなことはあり得ないのじゃないかと私は思つてゐます。こんなことでアメリカ人のごきげんをとらな言われたつて、法務省へそんなしりを持って来られたつて困るんだ、それは日本の政治全体の問題だからと言われるかも知れませんが、フランスの起訴率が十何%で日本より低いからといってフランスのほうが天国だと、そんなことを聞いてゐるのじゃないんですかね。それは質問のしかたによつて答へが変わつてきたのですから、多くのことは言ひませぬけれども、とにかくは納得できないのは、アメリカ人の犯罪の起訴率というのは極端に低いんですよ。スピード違反とかなんだとかいふたつて、道交法違反で起訴猶予になつてゐるのが相当あるんですよ。スピード違反をやつて起訴猶予になり、業務上過失傷害であつても起訴猶予になるものは相当あるのじゃないですか。

○政府委員(津田實君) それは起訴猶予になるものもあります。日本人でも起訴猶予になるものもありますから、それは具体的な事件を見なければ適当かどうかは申し上げにくいわけでありまして。

○稲葉誠一君 日本人では、スピード違反をやつて起訴猶予になるのはあります。——ないとは言ひませぬよ。いわゆる通例の場合のそういうのがありません。業務上過失傷害をやつて起訴猶予になるのはどのくらいあるか。罰金刑も含めて起訴として換算した場合に、スピード違反をやつて起訴猶予になるなんというのはいないでしょう。警察官がスピード違反やつたものは、業務の執行でスピード違反をやつて起訴猶予になる場合はあるかも知れませんが、一般の日本人はそういうことではないんですよ。おかしいんですよ、やり方全体

が、とにかく、アメリカ人全体に対して経過きますよ。日本人ばかり重くしている。納得できないです。これは、だから具体的な資料を出せと言うと、出さない、統計がない、ないと言っている。いいことではないんです。聞いていけばあるんだから。私整理しますから、横浜地検へ行って、四十年年度の送検の六百四十九人の具体的な内容、犯罪別内容、それから起訴別の内容、起訴猶予の内容、それから起訴されたものがどう裁判の結果を受けたか、これは最高裁の管轄かもしれない。それから、警察が六百四十九人しか送検してないけれども、事件として扱ったものはおそらく五千人以上あるんです。もっとあるかも知れません。送ったのはきわめて少ししか送ってないということですね。そこに問題点があるわけですから、こういう統計ははつきり出してもらって、ぼくは実態を糾明しなければいけません。長くかかるわけじゃありませんから、一週間ぐらいの間にしてくれませんか。法務省、どうですか。

○政府委員(津田實君) できるだけ努力いたしますが、個々の事件に当たらないとおそらく出ないと思いますので、横浜地検のほうにそれを調査するようにいたしますが、できるだけ早くいたします。

○稲葉誠一君 十四日にもう一ぺん質問しますから、十四日にできる範囲内で最大限の努力を出していただきます。

それから、前に関連して、法務省なり高検が横浜地検なら横浜地検からとっている諸種の統計ですね。こういう統計がある、こういう統計があるという、こういうのを全部出してください。統計の内容じゃないですよ、こういう統計だというのでいいです。

逆に今度は聞きますけれども、日本人が刑事特別法にひっかった場合は、全国でどのくらいあるんですか。

○政府委員(津田實君) 昭和三十九年におきましては七十七人でありました。検察庁が受理したものは七十七人。昭和三十八年は五十三人、大体そういう数であります。

○稲葉誠一君 このこまかい内訳はわかっているでしょう。

○政府委員(津田實君) これは、他の事件等の併合罪の関係に立っているものもありますので、それは非常にいろいろにわけますが、大体におきましては、そのほとんどが刑事特別法第二条違反、つまり施設、区域侵入あるいは不退という分でありまして、四十年年度ではたしか一人だけ軍用物損壊というのがありますが、これは少年でありまして、おそらく何か基地内のそのようなものを損壊したというのではないかと思っております。

○稲葉誠一君 その検察庁で受理されたものの内容別に、その処理はどういうふうになっているのですか。

○政府委員(津田實君) 先ほど申しました、昭和三十九年におきましては七十七人を受理しております。前年度から受理しておるものと合計いたしますと八十人になります。昭和三十九年度の処理対象は、それに対して、公判請求したものが一人、略式命令が十人、合計十一人でありました。起訴猶予が四十人、それから嫌疑不十分が六人、それから移送が八人、家庭裁判所へ送致が十五人、大体そういう数であります。

○稲葉誠一君 起訴猶予は四十人あるということですね。約半分あるわけですね。これは、見方によつては、問題にもならない事件を事件として立件しているということじゃないですか。ちよつと施設に入つたとか何かのことで、あるいは遊びに行つたとか、何かしらぬけれども、そういうものもみんな刑事特別法にひっかけて立件しているのじゃないですか。だから起訴猶予も多いのじゃないですか、逆に言つて、起訴猶予というの内容はどのくらいものですか。

○政府委員(津田實君) この起訴猶予の内容はわかつておりません。

○稲葉誠一君 あなたのほうで大体想像できるで

しょう。刑特法の二条ならば、施設の立ち入りでしょう。大体どの程度のものか起訴猶予になったのか、大体想像できるのじゃないですか。

○政府委員(津田實君) これは、最近のは具体的にどういうのがあつて起訴猶予になっているというのかわかりませんが、おそらく演習地等の軽微なものではないかというふうに想像されるわけでありました。

○稲葉誠一君 刑特法の場合には、刑特法はいろいろな法律上の議論がありますよ。現在これできて公布されているわけですから、その議論をここでしようとは思いませんが、まるで事件にもならないような、ちよつと施設に足を踏み入れたとか、遊びに行つてちよつと入つたとか、そのようなものでみな立件しているのじゃないか。だから起訴猶予が半分ぐらゐあるんですよ。逆に、アメリカ人の場合には、日本の犯罪で強盗傷人に当たるようなものでも立件しないのが多いんですよ。この実態というものを警察も検察庁も隠そうとしていっているわけですね。東大の潮見さんが、警察へ行つて内容を聞いたわけですよ。絶対に警察の名前だけは出してはくれないといつて、立川と府中ですが、警察署長が、かんべんしてくれ、名前だけは出してはくれないといつて出したものがあるんです。その数字なんか見ますと、非常に多い。立件したのが実に少ないんです。こういう行き方をとっておるんです。こんなふうにアメリカの軍人なんかに対して卑屈になる必要はないと思う。だから、アメリカ人から、日本は天国だなんていわれる。まあフランスのほうは天国かもしれない。天国の次だから何の天国かしりませんがね。とにかく、日本はアメリカ人の犯罪については実に優遇しているという声が聞かれるわけですよ。

いづれにいたしましても、いま言った統計をいただいて、ぼくの考えている基本点はおわかり願ふと、こう思うわけです。その統計の中で、アメリカ人の道交法違反、業務上過失致死傷害、これについて起訴猶予にしているものが相当あり

ます。この起訴猶予の内容について、あとで統計の中で説明してもらいたいわけですね。

一応私はこの関係は終つてしまつて、あとから原潜寄港地における警察官の行動を中心としたものは瀬谷さんのほうから聞いていただくということにいたします。

○大森創造君 一言関連して御質問しますが、いま稲葉さんと刑事局長の間答で、いまから統計の数字が出てくるだろうと思ひますけれども、差別していることは間違いないように私は受け取れる。相当確信を持って稲葉さんやっておられる。差別の根拠というの法的にどういうことなのか、もしくは政治的配慮があるのか、端的にお伺いしたい。

○政府委員(津田實君) 差というのと、實際的に結論的に数字的なパーセンテージに差があるということとは、先ほど来申し上げました。しかしながら、検察庁におきまして起訴するか不起訴にするかという問題は、個々の事件について違ふわけでありまして、個々の事件についてどうかという問題に結局帰着するわけでありまして。しかしながら、全体としてパーセンテージが低いのではないかと、このことに対して、やはり一応の問題点であることは当然であります。そこで、私もかねてこれが起訴率が低いという問題を考えます場合には、先ほど申し上げましたように、その犯罪自体がすでに限られた性質のものなんですね。詐欺とか横領とか、そのほか日本人にありがちな知能犯というものはほとんどありません。大体が窃盗かあるいは暴行傷害という程度なんです。これは日本人の窃盗、暴行傷害についての起訴率というものは全体の数から見れば必ずしも高くない。そういうような問題を考えなければならぬのと、それから、これにつきましてはアメリカ側においても第二次裁判権を行使して裁判をし得る、裁判をしておるといふ事態があります。そこで、日本側において起訴猶予にしてアメリカ側の裁判にまかせるほうが本人の再犯防止のためあ

○委員長(和泉覺君) ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(和泉覺君) 速記を起こして。

○瀬谷英行君 いまの問題、地方行政でやっておって、こまかい問題について該当の当事者がおられないという話なのでありますが、じゃ、稲葉委員の質問に関連して私も聞いてみたいのですが、先般の横須賀にいろいろ問題がありました。私が行って直接見聞をしたことからこの際大臣にお伺いしてみたいと思うのですが、表通りで学生がデモをやっておる。そこで、表通りを交通の規制をして警官がつかじつに立っておって、一般の通行者は、たとえばデモの終わって人間でも何でも、表通りを歩かせないようにする。地理のわからない者は、しかたがないから裏通りに入る。裏通りにはバーやキャバレーがたくさん並んでおるわけです。

〔委員長退席、理事木島義夫君着席〕

至るところアメリカの水兵がいっぱい入って、憲兵のような者がおって、なるべく表へ出さないように、中へ逆に押し込めるようにしているわけですね。しかも、私が直接見たのは、バーのわきで水兵が三人並んで立ち小便をしておる。ヨーロッパ人は立ち小便はしないものだといふふうに聞いておりましたが、「何とかの連れ小便」というのは、これは日本だけじゃないといふことを私ははしなくも見聞をしたわけなんです。そういう状態があつても、警官のほうは全然もう知らん顔をしていて、もつとも、英語で小便するなといふことを何て言つていいかわからないから黙つていたのかもしませんが、そういう状態があつた。

しかも、その種の店では、女がもう大っぱらに軍用をキャッチをしておる。売春についてはまさに野放しの状態であるという印象を受けたわけなんです。もつれながら出てきた者が、ある所に消えていく。われわれにしろうとが見ただけでも、まさに売春の無法地帯である、こういう印象を受けたわけなんです。それで、現地で聞くところによると、あの種の女は店のそれこそ一夜にして数万

の金を巻き上げる、こういう話も聞いたわけなんです。デモやそういった大衆運動の取り締まりにあれだけの警察力を動員できるにもかかわらず、あの売春の極端な現状に対して全然はおかぶりをしておるという印象を受けたわけなんです。が、一体、その点は、まあ安保条約の義理があるから大目に見ておくといふことなのか、外貨獲得といふことに役に立つんだからしばらくはかくれているといふことなのか、どうも解せない点があるわけなんです。基地における売春問題に対して、取り締まりははたしてどの程度に行なわれておるのか、その取り締まりの強化といふ必要はないのかどうか、そういう問題について大臣にお伺いしたいと思います。

○国務大臣(石井光次郎君) 私は、横須賀がどういふ状態か一向存じませんので、いまの点についてはお答えはできません。警察の方がおられますけれども、そのほうでお答え願いたいと思うのであります。方針をいましては、私がいつも申し上げておりますとおりでございます。法によつて守られるべきものは必ず守らなくてはならぬといふ方向は私がいつも示しておるとおりでございます。それが守られない場合があれば、はなはだ遺憾でございますので、それはみんな力を合わして守っていくという方向にみんな絶えず話し合ひをしておるわけでございます。あなたがどういふところをごらんになったか知りませんが、どうしても、そういう疑いがあるといふことであれば、十分気をつけなければならぬ問題でありますし、十分問題として私も研究をいたしたいと思っております。

○説明員(山本鎮彦君) ただいまお話がございましたが、私担当でありませんので、いずれ機会をあらためて担当の課長から御説明をいたしたいと思います。

○瀬谷英行君 当日は、自民党の議員の方も横須賀へどういふ目的でか存じませんが、私も相当数来っておられたわけです。それで、裏町に意識的に入られたことはないと思ひますけれども、いやお

うなしに私もそういう店の前を通らざるを得なくなる。そうすると、しろうとが見たつてまさに売春の無法地帯であるといふことを感ぜざるを得ないんですよ。だから、専門の取り締まりの当事者があつていふ事実を私は知らぬことではないと思ふんです。知つておつてもやむを得ないといふことで大目に見ておくものなのか、今後取り締まりを強化しなければならぬと考えておるのかどうか、このくらいのことではやはり明らかにできることじゃないかと思うのです。ね、むずかしいこまかい問題じゃないですか。こういう問題については、やはりはっきりと方針を示していただいたほうがいいのじゃないかという気がするんです。まあわれわれ、ねらいは、必ずしも売春の現状を視察するといふことがねらいじゃなかったわけなんです。はしなくもそういう状態を見聞をいたしましたから、この際お伺いをしたわけなんです。これは横須賀だけではないと思ひます。佐世保とか、あるいは空軍基地のあるところでも、大同小異じゃないかと思ひますが、日本人としてそういう現状を目撃をいたしますと、はなはだどうも不愉快な感じを持つわけですよ。それはいかに金のためめとはいひながら、「降るアメリカに袖はぬらさじ」なんという風情は全然ないわけですからね。この点の取り締まりの強化といふことがお約束できるかどうか、その点をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(石井光次郎君) 横須賀だけの問題ではないと思ひます。ほうぼうにあるのではないかとと思ひます。どういふところではないかとと思ひます。この問題は、非常に問題になっておる点が各地にあるようでございます。とくとひとつ関係の向き向きと相談をいたしまして、法がある以上は、法が守られなければならぬといふことは当然のことです。それから、よく相談をいたしたいと思つております。

○大森創造君 ちょっと関連。私も実はそういう場面を見たんです。瀬谷さんと同じような場面を。それはスヌーク号が入港する前のことなんです。私はそういう場面を見ているんです。そうすると、今後の対策の問題もござい

る、こゝで、今後の対策の問題もござい

るいは刑事政策上適當であるといふ場合には、そういうふうにしておる。そういう意味におきまして、対象となる裁判が二つあるわけですから、その意味で適當に本人のために、一般的刑事政策上最も適切だと思われる処理をして、こういう意味において日本人の場合と違つてくる、こういうことでありまして、先ほどフランスの例を申し上げましたが、フランスにおきましても八五%の起訴猶予率だといふことは、やはりそういうことを加味して考えられておる世界的傾向なんです。日本だけがアメリカの軍人に対して寛大にしているといふことはございせん。世界的な傾向といふものは、それはやはりそのこととして見なければならぬわけですね。日本人と米軍人の差といふことも考えなければならぬけれども、同時に、世界的な水準といふことも考えなければならぬといふことでありまして、私どもは何もアメリカ軍人に対して特に遠慮をしているとか、そういうことは全然考えておりませんし、そういう態度は全然とっておりません。

○大森創造君 あとで資料ができてからひとつ私勉強させていただきます。

○委員長(和泉覺君) ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(和泉覺君) 速記を起こして。瀬谷君。

○瀬谷英行君 先般横須賀に原子力潜水艦が入港して、その入港に反対するデモが相当あつたわけでありまして。あの当時の警察官の動員数はどのくらい動員をされて、主としてどういふことを目的として警官を派遣をし、また、この間において逮捕あるいはいろいろなトラブルがあつたとすればどういふことがあつたのか、その対象となるものはどんなものであつたのか、御報告をいただきますと思ひます。――じゃ、地方行政のほうでこまかい問題を相当やっておるそうでありまして、どうも、しからば、こゝで答えられることとして、どういふ目的で、何を取り締まりの対象にして警官のほうを出ておるのか、その点についてお答えを願ひたいと思ひます。

ら、刑事局長でもどなたでもけつこうですすからお答えいただきたいと思うことは、なぜそういうことが現実に行なわれておるかということですね。心理的なあるいは客観的な条件の変化だとか、あるいはアメリカと日本との関係とか、あるいは第一線の警察官がどういう心情でおるか、これはやっぱり科学的にひとつお述べいただきたいと思うのです。対策は今後ありますよ。しかし、現状は、いま瀬谷さんのおっしゃるとおり、あの原潜が入ってくる前から私はそのことを見ておるんです。その場合に、なぜそういうことが行なわれておるか。法務省で指示しておるか。まさか指示はしないと思うけれども、手心を加えるとか、どういふところにあるのか。安保条約が協定か、それを受けている第一線の警察官のアメリカに対して一目置かうような妙なコンプレックスが昔から伝統にあるのかどうか。そういうものをひとつ分析して、法務省なりあるいは警察のほうで、なぜそういう事態であるのかということを書列挙していただいて、それに対する対策を立てていただきたいと思います。

○国務大臣(石井光次郎君) よく承っておきます。

○大森創造君 それはどういふことなんです、法務大臣。あなたの感じでもいいから、いや、これは法務当局と米軍の間にこういう約束があるんだとか、どういふふうに御解釈ですか。第一線の警官がみずからの判断で手心を加えておるか。あるいは、政治的にさっきの米軍に対して立件割合が少なくとかということも必然的に私関連するようないふことがあつたら、それをどう分析されておられるのか、どなたかお答えいただきたい。

○政府委員(津田實君) この問題は、事実上春に關する限りにおきましては、これはいま全国的な問題でございます。で、しばしば当委員会その他の委員会でも春問題としてお取り上げになっておるわけでございますが、売春のつまり防止——まあことしは十年ということでありまして、事件そのものは減っておりますけれども、売春の防止その

ものは、私どももいたしましては、これは暴力団とのつながりその他風紀上の問題、衛生上の問題からいっても非常に問題なんです、これは事実あるごとにその売春の取り締まりについて厳重にやるように全国的に指示いたしておるわけなんです。ただ、一番問題は、非常にこれはあげにくい問題である、検査しにくい問題であるということ、これは一番考えなければならぬ問題でございます。これは、要するに、隠密の間に行なわれる問題、それから相手側を特定しなければならぬ問題、いろいろな問題で具体的に公判においてたえ得る証拠を獲得するということとは非常に困難で、御承知のように単純な売春は処罰されていまいというふうなこともございまして、やはり売春防止法の五條にいうような要件に当てはまらない限り売春婦自体すらつかまえることができないという事態、これは検査あるいは公訴維持上、訴訟法上、あるいは捜査技術上、非常に問題があるということをしばしば申し上げてきたわけでありまして。その点は、私は、横須賀であらうが、佐世保であらうが、ほかのそういう関係のない土地であっても、全然変わりはなないと思うのです。ただ、まあ私はこの問題についていま調査をいたしたわけではございませうけれども、大体、基地というところには、そういう種類の婦人が集まりやすいということになる。それはまああつたことによつていろいろと自分の金銭欲といふものが、そういうものを満たされたいという意味において集まりやすいという状態は出てまいりますが、これは、かりにその上陸する軍人が少なくなれば、それは散ってしまつてまたほかの日本人地区に行くといふような事態を繰り返してゐるのが通常であります。そこに集まることをいかにして防止するかということになりますと、これはいろいろ政策的な手を打つということとは別問題といたしまして、取り締まりの面から申しますと、取り締まりを厳重にする以外には方法はないといふことになるわけでありまして。そこで、取り締まりを厳重にする必要があることは当然のことなんです、その意味において取り締まりを

必要とするということについてはだれも異存は私はないと思ひます。現地の警察署、あるいはその他におきましても、その点は十分心得ておるわけですが、具体的にそれでは検査をいたしたて処罰するまで持つていける事件がどれだけあるかということになると、なかなかむずかしい問題だということに帰着するだらうと思ひます、私の印象をいたしましては、そういう印象を持っております。

○大森創造君 もう一つ。いまの刑事局長のお答えも私わかりますよ、一般論としては。なかなか捕まへたいといふこともわかるんですけれども、私の言つてゐるのはそうではない。日本国じゅう歩いてみて、横須賀あたりであんなことが許されていまいかということ。第一線の警官が手心を加えてゐることははつきりしているのです、これは。そういうものについていじになつて、米軍ならあつてゐる必要もございませうけれども、よそではあんなことは絶対にあり得ないことが白昼公然と行なわれてゐるということ、私には、そいつを取り締まらないといふことは、私は警官の姿勢としていかにがなものであるかと思ひます。そういうものをパチンとチェックする必要があるだらうと思ひますが、今度はそれについていかがですか。

○政府委員(津田實君) これは米軍軍人が相手になるといふことはあり得るわけですが、米軍軍人が犯罪の対象になる場合は、御承知のとおり、売春防止法でおそらくないと思ひます。したがうして、女を検査するといふ問題に帰着するわけですから、そこで、女を検査することがどの程度のむずかしさがあるかといふことは、ただいま申し上げたとおりであります。さらにその相手方が外国人であるといふことになると、これはなかなか証拠獲得の面で非常に困難だといふことが出てきます。そういう意味におきまして、何か具体的に事件とするのは困難であるといふふうに考へてゐるのですが、故意に横須賀の警察当局が大目に見たり懲らしたりしてゐるということはないと思ひ

ます。これは全国的に厳重に取り締まるべきものであるといふ建前論については、おそらく私は異論はないと思ひます。具体的な検査のむずかしさといふことが、この問題にやはりかかつてゐるのではないかと思ひますが、これは主として警察当局の問題でありまして、私どもはある程度の推測を交えて申し上げたわけですから、確實に当たつてゐるとは申し上げられないわけですが、大体私どもはそういうふうな判断をしております。

○瀬谷英行君 それじゃ、最後にお聞きしますけれども、いまのお答えを聞いてみると、結局は売春の取り締まりそのものは非常に技術上むずかしいといふことになつてやうなわけですね。ひとり横須賀に限らずといふことになるわけですね。ところが、私どもの見聞した範囲では、特にちよつとひどいわけですね。日本人だつてそれは売春行為がないわけじゃない。今日、法律はあつても、その種の問題は全国至るところに存在すると思ひます。ただ、日本人の場合は、あまりおつぱらじやないわけですね。陰にこもつてゐるわけですね。ところが、横須賀あたりのは、まことにどうも派手で、しろうとが初めて行つたつて、これはこれはと思ひやうな状態であるわけですね。ですから、ああいうのはつきりした状態から取り締まれないといふことになると、売春の取り締まりなんていうことは事実上法律なんかつたつて意味がないといふことになつてしまふ。そうなれば、法そのものから改めていかなければ、取り締まりをする場合にはどうしたらいいかといふ根本的な問題にさかのぼつて検討をしてみないことには問題はもう解決の方法がないといふことになつてやうと思ひます。それで、根本策として一体どうしたらよろしいか。このまま無策であつていふ醜を天下にさらすやうな状態をそのまま黙認をするといふやうなことが続けれられていふものかどうか、根本策としていかにすべきかといふんですね、これを考へなければいかにと思ひます。その点についてどうしたらよろしいかといふふうにお考へになつてゐるか。現状をまさか全然御存じないこと

はないと思ふんですよ。中国の記者が、かさを持ち上げたことまでわかつているのだから。そういう点からいうと、こういう大きな点についての根本的な考え方というものをこの際やはり打ち出していただいたほうがいいのではないかと思いますので、その点をお伺いしたいと思います。

○政府委員(津田實君) これはしばしば当委員会でも御議論になりましたが、私どもの考えとしては、現在の証券防止法そのものが必ずしも法そのものとして欠陥があるというふうには考えられないのです。もっとも、それは、単純証券を処罰すべきだとか、あるいは相手方を処罰すべきだとか、そういう思想を盛り込むかどうかという点については、問題はございます。しかしながら、そういうことをいえますと、今度はかえって検査がむずかしくなるといふ問題に移っていくというふうな点を私どもは心配しているわけなんです。そこで、私どもの現段階においては、考え方としては申し上げておりますが、検査技術それから立証技術についてももっとくふうをすべきである。その点については私どもも十分検討をいたして研究をしているわけですが、そういう点が一番問題になるという点だと私どもは考えている次第でございます。そして、そういう意味の研究を怠っているわけではございません。少なくとも、現在、管理売春等を検査するには、非常に多数の警察官の努力が必要で、それによってわずかに一件の事件があげられるというふうな結果になるわけですね。要するに、管理売春の場合、出入りしたお客をまずきめなければならぬ、女をきめなければならぬ、それから女と管理者との関係をきめなければならぬというふうな、いろいろのむずかしい証拠の把握の問題があるので、その辺をもっと能率的にできないものかということも十分検討いたしているのが現段階で、それが私どものいまの対策であります。

○理事(木島義夫君) それでは、午後一時三十分まで休憩いたします。

午後零時三十九分休憩

午後一時五十二分開会

〔理事山田徹一君委員長席に着く〕

○理事(山田徹一君) ただいまから法務委員会を開いたします。

商法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないます。

○稲葉誠一君 この前から資料として要求していただいた損害保険協会から民事局に対して照会があったその資料が出てくるわけですが、これは、法務省のほうで実体をよく御存じなのが、あるいは大蔵省が御存じなのが、どちらかだと思ひますが、「損害保険会社では」「株主への交付前に発行した株券の物理的損害につき、填補責任をおつております」と、こういうことになっておりますね。だから、一たん株券が発行されて交付されれば、券になった後のものはこれは別問題ですが、この趣旨はそういう趣旨ではなくて、交付時説をとっているから、それとの関連で聞いているように思ふんですが、損害保険の会社は株主へ交付する前にまだ株券となつておられないものについてその物理的損害を填補する責任を負つておるといふふうな形になっているわけですが、具体的にはどういふふうな形で保険をつけているわけですか。で、保険料の定めなんかがどうなつておるわけですか。この前ちょっとお聞きしたわけですが、これも……。

○政府委員(新谷正夫君) 郵送中の株券につきまして発行会社が保険契約者になりまして保険に付するという取り扱いが実際に行なわれておるようでございますが、昭和三十六年の日本損害保険協会の照会の趣旨は、先ほど稲葉委員がお話したような趣旨において、交付時説というものをいまだに支持しておるかどうかということ聞いてまいりました。現実の問題としてこの保険契約がどのような状態にあるかという点でございますが、これは法務省のほうではちよつとはつきりした点がわかりかねるのでございますが、いろいろ議論されておるところによりまして、いろいろとこ

れが解釈されておるようでございます。やはり、問題は、株券の交付前でございますと株券として有効に成立していないのではないかと、そうすれば、その間にその株券について付される保険契約というものはどういふ意味を持つかということに問題の中心があるわけでございます。聞くところによりまして、この株券の保険契約というものは、大量に株券を発行いたします際に、たとえば輸送機関の手元に一括してそれがとどまつていていふふうな場合に、火事によってそれが全部焼けてしまふというふうな大きな事故をねらつていふようにもうかがえるわけでございますけれども、必ずしもその目的とするところが明確でない面もあるわけでございます。

もちろん、保険契約者は発行会社になっておるわけで、その保険金の額も、業界の約款があるようでございますが、それによりまして、五億円を限度にいたしてあり、その範囲内で保険契約を締結しておるということになっております。

それから被保険者でございますが、これが必ずしも明確でございせん。場合によれば被保険者が定まつておるといふふうに見ている向きもありませんし、また、被保険者は保険契約者と同じであります。これは個々の保険契約について検討しなければわからない問題であると思ふわけでございます。

そこで、一体この保険契約というものが何を被保険者利益として契約が締結されるかというところにも問題が帰着してまいらるわけでございます。もしも株券が郵送中であるといへども株券として有効に成立しておるとすれば、株券そのものの滅失に対する損害を補てんするといふことが、最高裁判所の判決の示しますように交付時説をとりまします。その間においては、株券ではなくて、単なる紙片に過ぎない。それならばなぜそれについて保険をかけるかというところでは、これは一種の責任保険と見ざるを得ない。また、そういうふうに見ておる学者もあるわけでございます。輸送中の株券が事故によって滅失することによって生ずる発行会社あるいは株主の損害賠償請求権を担保する、こういう趣旨の保険契約と見るべきであるという考え方があつております。株券が株券として有効に成立していないということになりますれば、やはりそういう意味でその保険契約を理解するのが最も合理的な解釈であらうというふうにただいまのところ考えておるわけでございます。

○稲葉誠一君 五億円を限度とするというその五億円というのは、何ですか。よくわからないのですが、一つの会社がですか。五億円を限度とするということは、損害保険協会全体として五億円限度ということですか。何ですか、この五億円というのは……。

○政府委員(新谷正夫君) 一つの事故につきまして五億円を限度ということにしておるようでございます。また、現実にはその損害が発生いたしました場合に、保険契約者であります発行会社のほうに現実にはその保険金を給付しているということになっておるようでございます。

○稲葉誠一君 そうすると、あれですね、もし事故があつた場合に、発行会社は、五億円もらつて、そしてまたあらためて株券を発行すればいいわけでしょう。そうすると、非常なばく大な利益を得ちゃうわけですね。

○政府委員(新谷正夫君) これは最高限度を五億円と、こうきめておるわけでございますので、個々のケースによりまして金額の少ない場合もむろんございます。したがって、株券の発行、さらにそれに続きます株券の輸送、この度合いによりましてそれそれの保険金がきまることはこれは当然でございます。ただ、保険業界としては、最高五億円というところを一応の基準としておるといふふうに承知いたしております。

○稲葉誠一君 いや、私の聞いているのは、それじゃ事故があつたほうが発行会社はもうかるんじゃないですか。保険金が入ってくるわけじゃないですか。

る。保険金が入ってきて、そして結局またあらためて株券を発行すればいいわけでしょう。

○政府委員(新谷正夫君) 保険金は契約によってきまりまうけれども、損害賠償請求権が発生いたしまして、現実にはその損害が幾らというものがきまりまうと、その限度で支払えばよろしいわけでごさいますので、保険契約者である発行会社がぬれ手でアワのように五億円そのまままるもうけにするというところは起きないわけでごさいます。現実の損害を補てんするわけでありまう。

○稲葉誠一君 そうすると、現実の損害というのは、何なんですか。紙代じゃないですか、印刷代も入るけれども。

○政府委員(新谷正夫君) 一般の物的損害の場合でございまして、株券を喪失したことによって生ずる損害ということになるわけでごさいますけれども、それは交付時説をとりまう以上は考えられないわけでごさいます。そういたしますと、まあ考えられますのは、株券が輸送の途中で喪失することによって、株主の手にわたる時期に若干ズレが出てまいります。早く株券を取得しておれば、それを株券として有効に利用できたにもかかわらず、途中の事故がありましたために、その株主が株券を利用できなくなつた、その間にたとえば株価の変動でもございまして、株主としては当然それを高く売却できるものをできなかったという損害も起きるわけでごさいます。極端な場合には、株価がゼロになるといふこと、これは理屈の問題でございまして、そういう場合も考えられるわけでごさいます。それが輸送中の事故によって生じたということになりますと、その責任の帰属がどこにあるかという問題になっていくわけでありまう。そこで、発行会社のほうに対してそれを賠償責任を認めるということになりますと、株主のほうから発行会社に対してその請求をするわけでありまう。それを填補いたしますれば、発行会社がその限度において保険によって救済される、こういうことにならうと思ふわけでありまう。

さらに、それに加えて、新しく株券を発行いたしますいろいろな手数料がかかります。また、経費もかかります。そういったものもまたそれに新しく含まれるというふうに考えられるわけでありまう。

○稲葉誠一君 その保険契約は、何を目的として保険契約したというふうな保険契約書に書いてあるわけですか。何々会社発行の株券というものを被保険利益としていふか、それを対象として保険契約を結ぶというふうな保険契約書に書いてあるでしよう。株券という形で書いてあるわけではいふ。そこはどうなんですか。

○政府委員(新谷正夫君) 株券の輸送中の事故によって生ずる損害を担保する、こういうことになっております。

○稲葉誠一君 だから、株券じゃないわけでしょう、まだ。株券ではないんだけれども、株券という形で契約を結ぶんですか。それが、作成時説をとると、理論的にはどういふ説明になるんですか。変わってくるんですか、説明が。

○政府委員(新谷正夫君) 発行時説をとりまうと、株券を調製いたしましたときにそれが有効な株券となる、こういうことになりますので、これが何びとの手にありまうとも株券として有効に認められるということになるわけでありまう。したがって、もしもその説に従いますと、株主の手に渡ります前にございまして、これは株券として有効なものでございまして、それが滅失した場合には、その株券の価格に相当する損害が出てくる、こういうことになると思ふ。

○稲葉誠一君 保険料はどういうふうにして計算しておるわけですか。

○政府委員(新谷正夫君) これは、個々の案件によってそれぞれ保険会社と保険契約者との間で取りきめるわけでごさいます。具体的にこういふ場合には幾らという取りきめがあるかどうか、ちょっと私どもの手元ではその点はわかりませんが、一般の損害保険の場合と同じように個々のケースによってこれがきまるというところはわかります。

○稲葉誠一君 いや、額面に従って、それからそれに対して保険料率をかけて保険料をきめておるのですか、額面の合計……。

○政府委員(新谷正夫君) 保険金なりあるいは保険料をきめます基準は、その株券の時価を基準にしておるようでごさいます。

○稲葉誠一君 交付時説によると、交付を受けたときに株券として効力を発効するわけですからね。そうすると、その交付を受けてから株券の効力を発生するわけですから、交付がおくれたからといって株券の転売利益というふうなもの損害賠償の要求になり得るわけですか。交付を受けてはじめて株券になるわけですか。交付を受けてない前に、いつ幾日に交付を受けると仮定して、そしてそのときに非常に値上がりしたんだという形の転売利益みたいなものを理論上考慮できるわけですか。

○政府委員(新谷正夫君) 株券は交付してございませんでも、払い込みが完了いたしますと、株主たる地位を取得いたします。したがって、あたるとはその株券という株主の地位を表象する紙片が到達するかどうかという問題になるわけでごさいます。そこで、株券を交付いたしますのは、新株の発行の場合でございまして、払込期日後遅滞なく発行会社が交付しなければならぬわけでごさいますので、通常の過程でございまして、株主は遅滞なくその株券を入手してこれを転売その他の処分ができる立場にあるわけでごさいます。それが事故によりまして相当期間入手できなかったということになりまうれば、当然その間の値下がりによる損害を受けたということになると思ふわけでごさいます。これはもちろん発行会社の責任があるかないかということが前提でございまして、けれども、発行会社に損害賠償責任があるということになりまうれば、当然株主としてはその損害の賠償請求権を所持するというふうな考えられると思ひます。

○稲葉誠一君 新株の場合に新株引受請求権というふうな形で権利がはっきりしておるならそれでいいと思ひますけれども、株主といったって、株券の交付によって株主になるというなら、その前の段階でその株券に対して新株引受請求権に類似したような何か権利が現実に発生しておるわけですか。

○政府委員(新谷正夫君) 株主でございまして、当然に株券を取得する権利がございまして。したがって、発行会社に対しては株券の交付請求権があるというふうな考えられるわけでごさいます。発行会社も払込期日後遅滞なく株券を株主に交付する責任があるわけでごさいますので、通常の過程でございまして、払込期日が参りますと、遅滞なく株券が株主に渡るといふ手順になる筋合いのものでございまして。

○稲葉誠一君 どうも、損害保険の關係は、理論的に言うのとそれから實際的な關係との間でズレがあつて、何か問題点が十分に解決してないというふうな感じを受けるんですが、ちよつとよく納得できませんけれども、これは直接法務省關係というか商法の改正の問題とは離れますから、保険の問題になりますから、これはこの程度にしておきます。

株式の譲渡制限の問題について残っているわけですが、結局、総会荒らしとかあるいは会社の乗っ取りとかいうことを避ける目的が株式の譲渡制限にあるというところは、これは言えるんだと思ひます。それが主目的であるかどうかは別として、会社が堅実な経営をして法規どおりの運営をしておれば、総会荒らしというふうなことによつて被害を受けるというふうなことはあり得ないんじゃないですか。それを総会荒らしということをやけにこわがって、だから株式をそういう連中に与えることは困るというので譲渡制限するということとは、何か本筋が逆になっているんじゃないかと、こう思ひますが、総会荒らしということによって、善良な会社、きちんとちゃんと商法どおり健全な経営をしている会社が、何か被害を受けたたりすることがあるわけですか。そんなことはないわけじゃないですか。

○政府委員(新谷正夫君) この譲渡制限の規定を設けました趣旨は、前回にも申し上げましたように、会社の経営の安定をはかるところにある。

るわけであります。ことに中小規模の閉鎖的な会社の場合におきましては、株式が何びとに渡ってもいいというふうな譲渡の絶対自由を保障するたてまえのもとにおきましては、会社の乗っ取り等の危険にさらされておるわけでございますけれども、それを防止いたしますためにこの譲渡制限の規定を設けようというわけでございます。譲渡制限の規定がなければ総会荒らしに利用されるとい

うことも考えられるわけですが、この規定の趣旨そのものは、總會荒らしというよりは、むしろ他の資本によって支配されるということを防止するところにこの改正のねらいはあるわけでございます。

また健全な会社について総会荒らしというものがはたしてあり得るかという御質問でございますけれども、株主が何びとでもいいということになりますれば、あるいは何かちょっとした理由によつて株主総会で一言吐いてみようというふうな株主も出てくるわけでございまして、特別に総会荒らしのために株式を譲渡するとかなんとかいふことじゃなくても、総会荒らしというものは一般の会社について起こり得る事柄でございします。譲渡制限をしましてもしなくても、総会荒らしという問題はこれは必ずしもなくなるものではないといふと、かように考えておるわけであります。

するということを言っておかなかったから、すぐおわかりにならないかもしれませんが、これはどうなんですか、現実の娑としては。

○政府委員（新谷正夫君） 外資に関する法律のほうは、これは大蔵省のほうでお答えがあると思いますが、商法の関係では、現在のところそれを防止する道はございません、商法自体の規定からは。今回のような譲渡制限の規定が設けられますと、これによってそういった外資によって支配されるということも商法の立場からも防止できるようならうと思います。

○稻葉誠一君 これは直接大蔵省の証券局の管轄になるかどうかかもしれませんが、外資が入ってきて日本の産業を支配するというようなことを商法なり何なりで妨げようとするのは、実際にはどういふふうに行われているわけですか。それはわか

りませんか。——あなたの管轄ですか。

○説明員（安井誠君）私、証券局の企業財務課長でございますが、外資法関係の問題は国際金融局のほうが担当しておると思います。

○稲葉誠一君　その株式の譲渡制限にからんで問題となっておるのは、小規模な会社と大規模な会社と分けたらいいんじゃないかと、こういう議論がありますね。上場関係は一億円以上で分けてい  
るわけですか。それを基準として一応分けて、公共的色彩なり大経営のものについては商法をしっ  
かり守らせるようにする、小規模のものについては  
有限会社的なものにするとか、あるいは、商法の  
規定が現実には守られてないわけですからその点

を別なものにするとか、いろいろなあれがあるわけですね。これは西ドイツではその点をはっきり分けるような立法があったわけですか。

○政府委員(新谷正夫君) いま詳細なことはわかりませんが、たしか西ドイツにおきましては十萬マルク以上の会社につきましては株式会社の形態をとり得るわけですが、それ以下のものものにつきましては株式会社になれないというふうになつておるようでございます、一般的に。ただいまの問題は、現在の株式会社法というものが規模

の大小を問わずすべてに一律に適用されることによつて生ずる弊害を除くべきではないかという御意見でございまして、確かにこれはごもっともな

御意見でございます。実際に詳細な株式会社法の規定を一から十まで順守するということはなかなかむずかしい場合もあり得るわけでございまして、そういった面で今後の株式会社法の株式会社になり得る会社というものの規模はどの程度のものが相当かということとは十分検討に値する問題でございます。過去におきましてもこの点はしばしば問題になったわけでございまして、法制審議会

わけでございます。しかしながら、一億円以上の会社と申ししても、中には同族的な会社もございすし、また、一億円を切れる資本金の会社ということになりましたも株式会社の状態をとって

十分にやつていける会社もあるうと思つたわけであります。小規模の会社をすべて法律の規定によつて有限会社その他の会社に組織を変えてしまふといふこともこれはなかなか重大な問題でございまして、現在の株式会社の実態に即して考えました場合に、そう容易に資本金のみによつて株式会社法を適用するかしれないかといふことを画然ときめるといふことも困難な問題であります。

〔理事山田徹一君退席、委員長着席〕

いろいろこれは問題のあるところでございますので、私どもといたしましても今後の株式会社法というものをどう考えるべきかということにつきまして重要な一つのポイントとして検討はいたしてみ

たいと思つております。

○稲葉誠一君　株式の譲渡制限というけれども、株券を発行していない会社が相当あるわけでしょう。これは商法では遑滞なく発行することになつておるのだけれども、現実には発行してないわけですね。それで、株券を発行しなくて、これにかえて株式を登録するという制度をとれという考え方もあるわけですか。

○政府委員（新谷正夫君）　株券を発行しないで、そのかわりに株式であるということを別に登録し

ておくということも一つの考え方としてはあり得るわけでございます。ただ、現実問題といたしまして小さな株式会社におきましては株券を発行して

ていないものがあるやに聞いておるわけですが、これはやはり株式会社である以上は、商法の規定を順守して株券を発行すべき筋合いのものでございます。いろいろ実際問題としてその辺が適正に行なわれていないというものもありますことは、これは非常に残念なことでございますけれども、実態は実態といたしまして、株式会社である以上は株券をやはり発行しなければならぬ

でもないことであります。

○稲葉誠一君 取締役会の承認に関連するわけですが、これは、ある株未満は取締役会の承認が必要なくて、ある株以上は取締役会の承認が必要だ

とか、こういう形に分けることができないのですか。定款で一律に株式譲渡制限ということじゃなくて、ある株数以下は譲渡は自由だと、ある株数以上は譲渡は困るとか、いろんな分け方がありますね、そういうふうな分け方もいいんですか。

○政府委員(新谷正夫君) 一定の株数以上持つて  
いるものについては取締役会の承認を要すると、  
しかし、それ以下のものであれば、同じ株式で  
あっても承認を要らないというふうにいたします  
ことは、若干問題があると思います。ただいま私  
どもの考えておりますところでは、平等の扱いに  
なりませんので、そういう定款の定めはできない  
のではないだろうかというふうに考えております。

す。

○稲葉誠一君　ある非常に大きな会社があつて、一定株数以下の譲渡は取締役会の承認を得ると、こういう形のきめ方はいけないうわけですか。ということは、たとえば総会荒らしを防ぐために、非常に少ない株の譲渡の場合には取締役会の承認を得るんだと、それ以上の株の場合にはいいというふうな規定のしかたは、これはできないのですか。

○政府委員（新谷正夫君）　株式譲渡を認めるかどう

1

うかということが、今回の改正によりまして取締  
役会の自由になし得るようになしたわけであり  
ます。ただ、定款で一定の株数以下のものは譲渡  
を制限するというふうにいたしますことは、これ  
はできないと思います。ただ、その会社の方針と  
しまして一定の株数以下のものは認めないことに  
するとかというのを内部的に定めることは、こ  
れは差しつかえないと思うのでございますけれ  
ども、それはあくまでも取締役会が承認するかし  
ないかという形において定められるべき問題でござ  
いまして、定款の規定でそのような定めをするこ  
とはできないものというふうに考えておるわけ  
であります。

○稲葉誠一君 小さな会社の場合には、あれです  
か、株主総会の決議ですね、それは、現在のよう  
な商法の規定はやっぱり残しておかれるのです  
か。そうでなくて、非常に決議を簡易化していこ  
うと、たとえば書面によってそれを認めてもいい  
じゃないかと、これは二百三十九条の特例になる  
わけですか、そういうようなものを認めようとい  
う動きもあるのですか。現実的には株主総会を  
やらないでいい。だから、現実にはやらないで  
いいのなら、現実にはマツチするうちに、やはり一  
部の会社なら会社の会社法を改正するという行き方  
も考えられていいんじゃないかと思うのですか  
ね。

○政府委員(新谷正夫君) 今後の問題になります  
が、確かに仰せのような御意見も考えられるわけ  
でございます。たとえば書面によって総会の決議  
にかかわるものを認めていくとかいうふうなこと  
も、これは不可能じゃないと思うわけでございま  
すけれども、はたしてそれをどの程度のものとは認  
めてよろしいか、先ほどの問題にこれは返ってま  
いるわけでございます。また、それを株式会社とし  
て維持するのがいいかどうかというふうな問題  
にもなるわけでございまして、非常にむずかしい  
問題でございまして、今後の研究課題にさして  
いただきたいと思います。

○稲葉誠一君 貸借対照表の公告の義務というの

が、これは二百八十三条の二項ですか、これはあ  
らゆる会社にあるわけですか。現実にはどのよう  
な公告がこれに対してされてきているのですか。これ  
は大蔵省が詳しいのですか。

○説明員(安井誠君) 義務についてですか。

○稲葉誠一君 実際にどういうふうに行なわれて  
いるのですか。

○説明員(安井誠君) 私どものほうでも直接全部  
の株式会社について調べたわけではございません  
が、先日、官報または時事に関する事項を掲載し  
た日刊紙というものをよく大ざっぱに調べてみた  
のですが、二千ないし三千の会社が公告をしてい  
るのじゃないかというふうに考えております。

○稲葉誠一君 全体の会社は幾つぐらいあるのだ  
ですか。

○説明員(安井誠君) 現在、株式会社数につきま  
しては、私どもの統計はちょっと古いのでありま  
すが、国税庁の法人統計——三、四年前のもので、法  
人の種類別の統計をとっておりませんので、その  
推計をいたしますと、約四十万前後が株式会社で  
はないかというふうに考えております。

○稲葉誠一君 そうすると、貸借対照表を公告す  
る義務があるというものは、これは債権者の保護の  
ためが中心だと思えますが、さっぱりそれは守ら  
れていないわけでしょう。ことに中小の会社とい  
うのは、いま言ったように、総会の問題でも、貸  
借対照表の公告の義務の問題でも、取締役会でも、  
現実にはその法律はほとんど守られていないわ  
けですね。守られていないのがいろいろ意味  
じゃないか。だから、株式会社法というものがそ  
ういう中小の会社には必ずしもマツチしない部面が  
多いのじゃないかと考えられるわけですね。マツ  
チしないものですか、そこで脱法行為が行なわ  
れ脱税が行なわれてきているわけだと思ふんです  
ね。会社の設立のときからもうすでに法律が守ら  
れていないのじゃないですか。発起人会をやったと  
か、株主総会をやったとか、さっぱりやってない  
んですね。どんな委任状を持ってきて判子を押  
してつくっちゃっているわけでしょう。法務局に

届けるのだが、法務局はそこまで審査権はないか  
ら、形式的な審査だから、内容まで調べないの  
でしょうが、現実には守られていないものを守たよう  
なふりをやっていくところに問題があるのだ  
で、やはり中小規模のものを株式市場の一億円な  
ら一億円というところを中心にして分けて考えてい  
くことも一つの手段ではないかと、こう思うのです  
が、これは一つの将来の研究課題ですから、いま  
ここでそれをどうということではないので、この  
程度にしておきます。

新株引受権の譲渡の問題ですね。これは、どう  
いう趣旨から、どういう現実的な必要から、新株  
引受権の譲渡の問題の改正が行なわれるように  
なったのですか。法律的なものは別として、実質  
的にはどういう現実的な理由なり要請があったの  
ですか。

○政府委員(新谷正夫君) 御承知と思ひますけれ  
ども、株式会社が新株を発行いたします場合に、  
多くの場合におきましては、従前の株主、これを  
旧株主と申しますと、この旧株主に對しまして新  
株の引き受権を与えるのが大部分でございませ  
ん。もちろん、その発行すべき株式全部を与える  
わけではございません。しかし、大部分は新株引受  
権といたしまして株主にこれが与えられるわけで  
ございませう。ところが、株主といたしましては、  
せっかく与えられた新株引受権があるにもかかわらず  
りませう、資金の関係でこれを全部みずから引き  
受けることができない場合がかなりあるわけであ  
ります。そういう場合に、旧株を売却いたしまし  
て新株引受のための資金を調達するとか、あるいは  
は、他から金融を受けましてその資金を調達する  
というふうなことが多く行なわれておるわけであ  
ります。したがって、株主の立場といたしま  
すれば、そういう煩瑣な手数を経なくても、新株  
引受権そのものを譲渡できますならば、必要な部  
分だけ残して他を譲渡することによって自分の引  
き受けるべき株式数に応じた資金が調達できるわ  
けであります。そういう意味から、株主に新株引  
受権を与えた場合に、その引受権を譲渡し得

る道を開こうというふうになしたわけではござい  
ません。

○稲葉誠一君 そういうことなら、何もいまごろ  
になつてそういう道を開くのはおかしいのであ  
つて、もっとずっと前からその道が開けてなければ  
ならないわけじゃないですか。いまになつて特に  
これが問題になつてきたというものは、どうい  
うところにあるのですか。いまの答弁では、昔から  
そのことが問題となつていて、当然もっと前にそ  
ういう商法の改正がされてなきやならぬわけだ  
す。いま言われたようなことは前から問題にな  
っているのですから、いまになつて問題になつて  
きたのではないのでしょうか、いまになつて必要  
となつてきたというのとは別の理由があるのじゃ  
ないのですか。いま局長が言われたような要件とい  
うのは前からあったんでしょう。そうでしょ  
う。あなたの言われたようなことなら、もっと前から  
この点は改正になつていなきやおかしいんじや  
ないかと思ふんですがね。前からそういう必要性は  
あったわけでしょう。そうじゃないですか。

○政府委員(新谷正夫君) 確かに、前からその必  
要性はあったと言へば、あったと言わざるを得  
ないわけではございません。

この改正がいま行なわれるのはむしろおそきに  
過ぎると、当然もっと前にこれは考えるべきで  
あったという御意見ももっともであらうと思  
うわけではございますが、おそいという御非難はご  
ざいませうけれども、株主の立場を考えますなら  
ば、いまからでもこれは引受権の譲渡を認めるの  
が適当であらうというふうに考えておるわけで  
ございませう。

○稲葉誠一君 おそいというのは、そういう意味  
じゃなくて、これはたとえ経団連なりその他の  
いろいろな要請が出ていますね。ここに資料があ  
ります。この資料の中で、関西経済連合会か  
ら、「株式会社法改正に関する意見」というのが昭  
和三十八年二月十一日に出ているわけですね。そ  
の三三ページを見ますと、「最近のA・D・Rの  
発行、将来の外資導入の問題とも関連し、外人株

主が新株引受権を譲渡してプレミアムを確保し得る道を開く必要がある。」と、こういうことを一番先にうたっていますね。これはどういうことなんですか。こういう現実的な必要性がいま発生しているから、新株引受権の譲渡の場合について改正をしようという動きが出てきたんではないのですか。これはどういう意味ですか、ここに書いてあることは。

○政府委員(新谷正夫君) 関西経済連合会からの商法改正に関する意見の中に、確かにそのように書いてございます。しかし、国内の株主にとりまして同じように……

○稲葉誠一君 いや、それはわかりません。

○政府委員(新谷正夫君) 新株引受権の譲渡を認めるべきであるということが並列的に書いてあるわけでございまして、もちろん、関係連の言っておりますように、外資導入の問題ともこれは関連し得る問題ではございまして。しかし、私どもの立場といたしましては、株主の利益を確保するといふ観点に立つて考えるべき筋合いのものであらうと思ひまして今回の改正を考えたわけでございまして。関連する問題といたしまして外資導入にも当然これは響いてまいことは間違いないと思ひますけれども、それを目的にして今回の引受権の譲渡をやるというわけではないわけでございまして。

○稲葉誠一君 国内の株主の問題は、これは前から問題になっておったわけですが、いま説明があったように、それなら、当然前から改正されるべき筋合いのものであつて、これは新株払込資金を得るために——新株を引き受けられようともうかるわけですから、それで旧株を処分する必要があるようにすると言ひますけれども、その場合には、ほかから金を借りてくるとか、いろいろ方法があるし、新株を引き受ければ、これだけ利益があるといふことですから、担保にしていれば理山にすぎないと思ひます。その関西の経済連合会が言っていることが一つの経済界の要請である

ことは間違いないように考えられるわけですが、そうすると、「外人株主が新株引受権を譲渡してプレミアムを確保し得る道を開く必要がある。」と、これははっきり言っているわけですね。これはあとで買取引受のときにも出てくるわけですが、これも、買取引受の場合には、これはアメリカのやり方と日本のやり方は違ふわけですね。これはあとで問題になると思うのですけれども、「最近のA・D・Rの発行、将来の外資導入の問題とも関連し、」云々とあるわけですから、どうもこれが中心となつてこの条文が出てきたように考えられるわけですが、国内株主の問題は前からあるわけですから、これにプラスアルファという形で外資導入の問題が出たといふふうにも考えられるわけですが、A・D・Rといふのは何ですか。具体的にどういふふうなものでしょうか。

○政府委員(新谷正夫君) A・D・Rと申しますのは、たとえば日本の会社がアメリカにおきまして資金を調達しようといふ場合に行なわれます一つの資金調達の形態でございまして。具体的に申し上げますと、日本の発行会社がアメリカの経済界から資金を調達しようといふ場合があります。アメリカの証券会社に募集を委託し、株主を募集するわけでございます。そういういたしますと、募集に応じた株主は、同じくアメリカの銀行に対して、銀行が、A・D・R——これはアメリカン・デポジタリー・レシット、こう申しますけれども、この預託証券を預託者に発行いたしまして、預託者はこれを投資家に売ることができるとございまして。それを持っている者がA・D・Rの所持人として実質的には株主としての権利を保有する。これがその間の契約によりましてそういうふうな株主の利益を享受し得るようになっておるようでございますが、そういう形式によりましてアメリカで資金を調達するといふことが行なわれているわけでございます。

○稲葉誠一君 それと、「外人株主が新株引受権を譲渡してプレミアムを確保し得る道を開く必要がある。」といふことは、どういふふうに関連があるのですか。

○政府委員(新谷正夫君) A・D・Rと新株引受権とは直接関係はございません。全然別個の形態をとっております。

○稲葉誠一君 A・D・Rの発行といふのも一つの例だし、それが盛んになってきて、将来外資導入はだんだん盛んになってくるというわけでしょう。将来の外資導入の問題と関連して、外人株主が新株引受権を譲渡してプレミアムを確保し得る道を開くためなんだ、そういう必要があるんだという言い方でしょう。A・D・Rの発行が直ちに外人株と結びつくという言い方じゃなくて、A・D・Rを含める将来の外資導入の一環として新株引受権の譲渡容認という形にしたほうが都合がいいんだという関西経済連の考え方ではないですか。そういうふうにとれるわけですね。国内の問題は、並列といふか、あとのほうで書いてありますが、並列でもどうでもいいですけれども、そうなるべくと、よくわからないのは、なぜ「外人株主」云々といふことがこの新株引受権の譲渡の問題と関連してくるのかといふことなんです。何もこんなことを書く必要はないんじゃないかと思ひます。これは法務省が書いたんじゃないけれども、実際に経済界に関連している人はそういう意向のようなんですが、何らかの外資導入との結びつきが——むしろ国内株主の保護の問題もあるとしても、外資導入との結びつきといふものが本件の中に出てきているといふふうに考えざるを得ないわけですね。

○政府委員(新谷正夫君) 外人株主が新株引受権を譲渡してプレミアムを確保し得る道を開くためなんだ、そういう必要があるんだという言い方でしょう。A・D・Rの発行が直ちに外人株と結びつくという言い方じゃなくて、A・D・Rを含める将来の外資導入の一環として新株引受権の譲渡容認という形にしたほうが都合がいいんだという関西経済連の考え方ではないですか。そういうふうにとれるわけですね。国内の問題は、並列といふか、あとのほうで書いてありますが、並列でもどうでもいいですけれども、そうなるべくと、よくわからないのは、なぜ「外人株主」云々といふことがこの新株引受権の譲渡の問題と関連してくるのかといふことなんです。何もこんなことを書く必要はないんじゃないかと思ひます。これは法務省が書いたんじゃないけれども、実際に経済界に関連している人はそういう意向のようなんですが、何らかの外資導入との結びつきが——むしろ国内株主の保護の問題もあるとしても、外資導入との結びつきといふものが本件の中に出てきているといふふうに考えざるを得ないわけですね。

それから日本商工会議所連合会ですか、これがこの法案を早く通してくれという陳情が去年だかおとしあったときにも、これはとにかく外資導入と関連するんだと、外資導入を円滑ならしめるためにこの商法の一部改正をせよとてくれといふ陳情があったわけですよ。これは少し何といひますか筋が違ふのじゃないかといふことを考えたこともありますが、いざれにしても、とにかく外資導入を円滑化するのだといふことを

まづ先に経済団体が掲げて、だから商法を改正してくれと、こう言っていますからね。だから、外資導入を容易ならしめるために、商法の改正の全部と云うんじやないけれども、七項目の中で一つか二つが特にそれと密接に結びついているのじゃないか、こう考えられるその一つにこの問題があるのじゃないか、こういう意向も出てくるのです。がね。いまの新株引受権の譲渡の道を開いたといふことが、外資導入とどういふ関係があるのですか。

○政府委員(新谷正夫君) 外資導入の問題は、ただいま特に強く叫ばれておるわけでもございませぬ。かつてこの問題が非常に大きく取り上げられた時期もございましたけれども、現在は情勢がだいぶ変わつておるわけでございます。過去にそういうことが言われたかもしれませんが、現時点において私も考えておりますことは、これは株主の利益を守るためだといふ観点に立つて改正を考へておるわけでございまして。その株主といふのが、国内の株主の場合ももちろんございまして、外国の株主の場合もまたあり得るわけでありまして。そういう意味におきまして、広く資金を調達する道を確保するといふ利便のために新株の引受権の譲渡を認めたほうが株主にとっては利益でございまして、資金調達にもこれが裨益するといふ結果になることは、これは当然のことであらうと思ひます。これは当然のことである、特に外資導入の問題を何とかしなければならぬといふふうな差し迫つた必要性があるものとは現在考えられないわけでありまして、現在の問題といたしまして私も考へておりますのは、すべて株主がそういう利便を受けるようにといふことに尽きるわけでありまして。その中に内国人も外国人ももちろん含まれるわけでございますけれども、特に外資導入を強調すれば御意見のようになるかとも思ひますけれども、現在の経済情勢におきまして、往年言われましたような外資導入を大いにやるといふふうなことは、現在はないわけでございます。そういうふうな一般的な意味におきまして

株主が新株引受権を譲渡し得るようにすることが株主のために利益であるという観点に立つて今回の改正を考へておるわけでありませう。

○稲葉誠一君 新株引受権の譲渡というのは、法律で特に認めないといけないのですか。そんなことはないのでいいですか。

○政府委員(新谷正夫君) 特に完全な効力を認めずためには、法律に規定を置かなければならぬといふのと考えます。新株の引受権を取得した者がこれを他人に譲渡するといふ契約をいたした場合は、それが当然に無効であるといふことは言えないと思ひます。しかし、譲り受けた者が、それでは新株引受権を自分が持っているからといつて発行会社に対して割当の請求をいたしまして、発行会社としてはこれは割当する必要があるといふわけでありませう。当事者間の契約関係は別として、発行会社は何らの拘束を受けるものではないわけでありませう。譲受人が発行会社に対して新株の割当を請求して、それに優先的に割り当てる義務を会社に与へますためには、やはり規定を設けませんとそれができないものと考えます。

○稲葉誠一君 新株引受権というのは、元来、あれでしよう、一身専属的なものでは決してないわけでしょう。だから、移転し得る性質を持つてゐるものではないのですか、本来的に。

○政府委員(新谷正夫君) 新株引受権は移転できる性質のものでございませう。引受権を与へられた者は、特別に有利に株式の発行を受け得る立場にもあるわけでありませう。会社の立場といたしますれば、どういふ人に新株引受権を与えるかといふことを法律の定めに従つてきめていくわけでありませう。何びとでも差をつけたいといふわけにはこれはいかないだらうと思ふわけでありませう。当事者の間では引受権譲渡契約そのものはそれは差をつけたいわけでありませうが、会社に対しては自分が引受権を取得したといふことを有効に主張することは、これは許されたいものと思ひます。

○稲葉誠一君 株式といふは株主という地位に付随して発生して、そうしてそれが新株引受権といふものになつてくれば、その地位から離れてそのもの独自で流通し得る性質を当然持つてゐるわけだ、こゝろ思ふんですが、流通の自由といふか移転の自由があるべきものなから、何も法律の規定がなくたって、当然第三者に移つて、それからただその人が新株引受権を持つてゐるというものが証明さえされれば、会社としてはそれを否定し得ないのじゃないですか。それが理論的な帰結ではないわけですか。

○政府委員(新谷正夫君) 新株の引受権と申しますのは、引受権を持つておられますが、発行会社に対しては、自分にこの引受権の範囲内で一定の株式を割当してもらいたいといふ権利でございませう。この権利を持つておられますと、優先的に割当を受け得る。会社にしてみれば、逆に、その引受権者に対しては優先的に割り当てる義務があるわけでありませう。しかし、引受権そのものは、株主であることによつて当然取得するものではございませう。特別に定款の定め、あるいは取締役会の決議、こゝろいったものによつて引受権を与へませんと当然にはないわけでありませう。そういうものを与へられた者が、これは一種の権利でございませうので、譲渡し得ることは当然なものでございませうけれども、会社といたしましては、たとえば株主に新株引受権を与へます場合に、その株主に対しては特に発行価額も有利に定めることができるわけでありませう、何び人がこれを取得してもいいというわけには会社の立場からすればいいわけではございませう。

○稲葉誠一君 抽象的な権限の場合には確かにそうだと、こゝろ思ふんですが、具体的な権利として発生してしまへば、この株券ならこの株券の新株を引き受けるという権限がその株主に与へられれば、具体的に権利になつてくるわけですから、これは移転も自由なわけなんじゃないですか、債権ですから。何も会社に対抗要件は要らないで、通知があればいいのじゃないでしょうか。

○政府委員(新谷正夫君) 商法の百九十条に、「株式ノ引受ニ因ル權利ノ譲渡ハ会社ニ対シ其ノ効力ヲ生ゼズ」と、こゝろございませう。これは株式の引受権そのものではございませう、「引受ニ因ル權利ノ譲渡」でございませうので、引受権の譲渡そのものではございませうけれども、この規定の類推解釈と申しますか、そういう趣旨から申しますと、新株の引受権そのものを譲渡しても、これは会社に対しては対抗できないといふふうに解釈されておるわけでありませう。

○稲葉誠一君 そうすると、百九十条がどういふふうになつてゐるんですか。これは変わらないうえですか。

○政府委員(新谷正夫君) 百九十条そのものは今回は改正いたしません。これは、引受といふことが行なわれまして引受人たる地位が発生いたします。その引受人たる地位と申しますか、引受人の権利、これは譲渡できないといふ規定なんではございませう。新株の引受権と申しますのは、まだそこに至る前の問題でございませう。割当前でございませう。百九十条で言つておられます「引受ニ因ル權利」と申しますのは、株式の割当が行なわれまして引受人がございませう。その段階で引受人としての権利でございませう。ところが、新株の引受権と申しますのは、まだそこまで至つておりませう、割当の段階にもまだ至つていないわけではございませう。この権利を一応与へられまして割当を求めますと、発行会社のほうでそこではじめて株式の割当を行なうわけではございませう。割当を行なへば、引受人が生ずるといふことになるわけではございませう。

受権そのものの譲渡の場合にも、もちろんこれは会社には対抗できないと、こゝろいうことになるわけでありませう。

○稲葉誠一君 そうすると、具体的な権利として発生したものでない、いま、百九十条の改正がないから、譲渡しても対抗できないんですか。ちよつといまはつきりしなかつたんですが、百九十条による権利の移転は会社に対して対抗力を持たない、それ以前のもは今の改正によつて会社に対して対抗力を持つといふ形になるわけですか。より具体的な権利となつたものの百九十条のはうを今度改正しないで、前の段階のものを改正するといふのはどういふわけなんです。当然百九十条もそれならば改正してしまふべき筋合いのものになつてくるのじゃないですか。

○政府委員(新谷正夫君) 確かに、そういう議論は起ると思ひます。今回の引受権の譲渡は、引受人たる地位の譲渡より前の段階でございませうので、これについて譲渡を認めるくらいならば、引受人の地位の譲渡も当然認められていいじゃないかといふことが一応考えられるわけではございませうけれども、引受人の地位の譲渡をやりますと、何びとが引受人になつておるかといふことが発行会社の側にとつてはわからない場合が出てまいるわけではございませう。そこで、百九十条の規定については現行のままにいたしておるわけでありませう、新株の引受権の譲渡とはその辺が若干違ふわけでありませう。

○稲葉誠一君 これは関西経済連合会が出してゐるのは、百九十条も引用してゐますね、いまの資料で。これは二百八十条十四をひびつてくる前段として引用してゐるのかもわかりませうけれども、独立して引用してゐると言へないかもわかりませうが、百九十条を改正してくれといふ趣旨ではないですか。そういう意味にはとれないわけですか。ただ条文の関係で二百八十条十四が百九十条を援用してゐるから、だから百九十条を援用したといふだけの問題ですか。

らいたいという趣旨でこれは書かれたものとは理解しております。

○稲葉誠一君 買取引受の問題になるわけですが、これはいままでいろいろな訴訟がありましたね。もっとも、訴訟があったのは、特定の人が起こした訴訟がいっぱいあったから、たくさんあったというふうにとれますがね。それは別として、その訴訟とこれをめぐる判決がいろいろあるわけですが、その判決は、横浜のものもあり、東京のものもあり、八王子のものもあり、大阪のものもあり、いろいろありますが、これは、判決があったので、あれですか、この点はやはり改正しなくちゃならぬという形になってきたわけですか。元来現実に行なわれておったものが、横浜の判決です、それで商慣習を否定したようなことになつてきたので、業界が驚いて、何とかこれをはつきりして改正してくれと、こういう動きになつてきたわけですか。

○政府委員(新谷正夫君) 買取引受の問題でございますけれども、これは昭和二十五、六年ごろから新株の発行が盛んに行なわれるようになりまして、以来、発行会社といたしましては、新株の発行に非常に手数と経費がかかることになりましたために、一般に公募いたします一つの方式といたしまして証券会社に依頼いたしました株主の募集にかつたというのがこのそもその始まりのようでございます。したがって、買取引受と申しまして、これは株式公募の一つの形態であるというふうに観念してこういう新しい方式がだんだん慣行的に行なわれるに至つたという経緯をたどつてゐるわけでありまして、買取引受につきましては、資料を差し上げてございますが、これを知らんになればわかると思ひますけれども、発行会社の発行価額と証券会社の分譲価額、これは全く同一になつております。ただ証券会社は発行会社から手数料だけもらつてこの仕事を引き受けているという契約内容になつてゐるわけでありまして、いわば証券会社は新株発行についての中間のトンネル機関のような形になつておるわけでありまして、

ところが、証券会社から新しい株主に対して株式を分売するという形をとつておりますために、証券会社が一応株主になる形になるわけでありまして、そこに問題が生じてきたわけでありまして、

もしもそうだといたしますと、あらかじめ買取引受契約をいたします際に証券会社に対して新株の引受権を与えたことになるのではないかと、これが問題の中心でございます。現行の二百八十条ノ二の第二項の規定によりますと、この場合には株主の総会の特別決議が必要であるということになつておるわけでありまして、株式を公募する一つの手段としてこういう形態がとられてきてまいつたわけでございます。發行会社も証券会社も、証券会社そのものが株主になるという意図はないということになつておるわけでありまして、したがって、いまして、証券会社に新株引受権を与えるというものは、ないというふうに観念されておつたわけでありまして、ところが、いろいろこれが問題になりまして、訴えが起これ、裁判所の判断といたしまして、少なくとも商法の二百八十条ノ二の第二項の規定に抵触する面がある、新株の引受権を付与するにもかかわらず株主総会の特別決議を経ないといふところが法律違反だ、こういうことでございます。そこで、実業界におきましては、そういう判決が出ました以上は買取引受という方法は差し控えるべきであるというので、現在まで控えてきたような事情になつておるわけでありまして、

そこで、この二百八十条ノ二の第二項の規定の趣旨でございます。これが単純に新株引受権を株主以外の者に与えます場合にいかなる場合にもすべて株主総会の決議が必要という意味なのか、あるいはまた、別にこの規定を設けられた趣旨があるのかというところが問題なわけなんでしょう。しかし、ともかく、横浜地方裁判所の判決から最近の最高裁判所の判決に至りますまで、この点はやはり新株の引受権を付与するものであるから、商法二百八十条ノ二の第二項の規定に違反するといふ考え方には変わりはないわけでございます。

す。そういたしますと、少なくともそういう解釈、ことに裁判所においてそういう解釈が行なわれるということになりますと、実際の行なわれておる買取引受の当事者の気持ち、また、現在行なわれておる慣行にも、非常に影響いたすわけでありまして、

ただ、これをどう見るかというところが問題点でございます。なぜこういうふうな株主総会の特別決議を必要としたかということをよく考えてみますと、単に株主以外の者に新株の引受権を与えるというところに意味があるのではなくて、これはそういうものに對しまして特別に有利な発行価額で新株を発行するということに特別決議を持つてくる意味があるということに理解されまして、今回の改正によつてその間の趣旨を明確にしよう、こういうことになつた次第でございます。

○稲葉誠一君 証券会社に買取引受させる場合に、証券会社が商法でいうところの株主以外の第三者になると、こういうことは、あれですか、最高裁としては確定した考え方なんですか。

○政府委員(新谷正夫君) 最高裁判所の判決もそのように考へておるわけでありまして、

○稲葉誠一君 そうなつてくると、株主総会の決議を必要とするわけですね。それをいままでしなかつたのは非常に多かつたわけですが、それはまた取引の安全からそういうふうな瑕疵があつても現実には流通してしまふば有効だ、こういう形で救つてゐるわけですね。救つてゐるというのか、現実に妥協したというのか、そういう形がとられておるわけですが、日本では買取引受という形がとられていて、あれですか、アメリカではこういう形がとられないのですか。それは、発行が、いわゆる時価発行という形でやつておるわけですね。日本では額面発行するわけでしょう。アメリカの新株の発行のしかたと日本の発行のしかたと非常に違つておるわけですね。どういふふうになつておるわけですか。

○政府委員(新谷正夫君) 株主に新株を与えます

場合には、これは額面でやつてゐる場合が多いのであります。これは株主に新株引受権を与えておる場合でございます。一般に公募いたします場合には、これは時価で発行するというのが原則でございます。

○稲葉誠一君 アメリカでは株主に対しても時価で新株を買い取らせるんでしょう。その点、日本と非常に違ふのじゃないですか。

○政府委員(新谷正夫君) 法律的にはおそらく株主に対しまして額面で発行することも可能ではないかと思ふのでございますけれども、実際問題としては、あるいは時価で発行しておる場合もあり得ると考へます。これは、日本の商法におきまして、株主に対して時価で発行することを禁止しておるわけではございません。特に新株の引受権を与えました場合には、均等条件を守る必要はないという規定がございまして、それによりまして額面で株主には発行しておるのが実情でございます。

○稲葉誠一君 そうすると、株主が新株引受権を持つてゐるということは、株主たるの地位から当然発生するのではないですか。株主総会なりあるいは取締役会で議決があつてはじめて与えられる権限になるわけですか。

○政府委員(新谷正夫君) そのとおりでございます。

○稲葉誠一君 そうすると、株主に新株を与えないで、証券会社から証券会社で全部買取引受させ、こういうことも取締役会なり株主の総会なりできめることは違法ではないわけですか。

○政府委員(新谷正夫君) 違法ではございません。

○稲葉誠一君 それは、どうして株主に新株の引受権というものは当然の権利として認められないのですか。

○政府委員(新谷正夫君) これは、株式を募集いたします場合には公募が原則になつております。一般に公募いたしました株主を募集いたすわけでありまして、これが原則であります。ただ、株主

につきましては、従来のわが国の経済界の実情といたしましては、特別に新株引受権を付与しておるのが大多数でございます。これは当然の権利として株主に与えておるとは言えないわけでございますけれども、実際の慣行といたしましては株主の利益のために新株の引受権を与えておるといふのが実情でございます。

○稲葉誠一君 株主以外の者に対して特に有利な発行価額を定めて新株を発行するということは、この場合の「株主以外」というのは、概念的に言えば、株主以外ですから、いろいろなものがありまされども、現実には証券会社をさしておることになるのですか。現実にはですよ、いまの商取引の現状から言つて。

○政府委員(新谷正夫君) いや、そうとは断言できません。たとえば、発行会社の取引先とか、あるいは技術提携先、そういったものに対して特別に有利な価額でもって新株の発行をする必要がある場合もあるわけでございます。買取引受の場合のみがこの二百八十条ノ二の新設の八号に該当するものではございません。

○稲葉誠一君 だけれども、現実には、あれでしよう、証券会社が買取引受するために、ここにいう株主総会の特別決議があつたのではないいろいろ困るということが中心となつてこの判例が出てきたので、証券会社から非常に運動があつてこの条文が入ることになったのではないのですか。

○政府委員(新谷正夫君) この過去の経緯は、証券会社からの運動というのではございませんで、発行会社そのものにいたしまして、そういう違法だという判決を受けましたことは、非常に資金調達上困るわけでございます。これは、証券会社のみがこれによって利益しておるのを今回のような判決によってその道をふさがれたというのでございますれば、これは問題でございます。けれども、そうではなくて、むしろ買取引受といふのは、発行会社がみずから株式発行の手続をとることが非常に困難でありますために、証券会社に委託するに至つたという経緯もございまして、ま

た、現実にはこうせざるを得ないというのは、発行会社の側の事情によるのでございます。したがって、株主以外の者に対して新株を発行いたします手続を改正するといふのも、証券会社の利益のためというのではございません。新株発行の手続そのものを円滑に遂行できるようにいたすために、また、どういふ点に株主総会の決議を要する理由があるかということも考えまして、今回の改正に踏み切つておる次第でございます。

○稲葉誠一君 証券会社の利益だけを考へてやつたという、これは語弊があるかもしれませぬけれども、いずれにしても、一括買取引受といふならば株主総会の議決を経なきやならないということに判例がなつてきて、それでは困る、商慣習と違ふという議論が出てきて、それでは証券会社も発行する会社も非常に困るというところから、何とか改正をしてくれというところから、出てきた、それは間違いないわけでしょう。証券会社の利益だけと言つて、これはことばが違ふかも知れぬけれども、証券会社プラス発行会社といふか、それが判例によつて非常に困つてきたから、何とか改正してくれという要求になつてあらわれてきたことは事実なんですよ。

○政府委員(新谷正夫君) 過去におきまして株式公券の一つの手段といたしまして買取引受が行なわれるようになったといふことは、先ほど申し上げたとおりでございまして、この場合に証券会社を株主にしようという意思はどちらにもないわけでございます。ただ中間の機関として証券会社の手を経て一般の株主を募集する目的でこういう形態が考え出されたといふことになっておるわけでありまして、ただ形式的にものを考えました場合には、現行の二百八十条ノ二の第二項にありま

るやうに株主総会の決議が必要だと、こう書いてありますので、いかなる場合にも、少なくとも現行法について申しますれば、新株の引受権を株主以外の者に与える場合にはすべての場合に株主総会の決議が必要であるといふふうに考えられることが一つと、さらにまた、先ほど申し上げたことで

ございますが、実質的に新株の引受権を証券会社に与えるものじゃございませんで、単なるトンネル機関だといひますと、形式的には新株引受権を与えておりましても、みずから証券会社が株主になる意図で行なわれておるものじゃないわけでございますので、こういう場合には、たして新株引受権が与えられたと見るのが適當かどうかといふふうに考えられる点が第二点でございます。さらにまた、なぜ第二項の規定があるかといふことは、特別に有利な価額をもつて新株の引受権を与えるやうな場合には、これは株主にとりましても影響いたしますし、また、会社の資金調達の面にも影響がございしますために、その場合を規制するために株主総会の特別決議にかけてあるといふやうにも見られるわけでありまして、いろいろこの点は考えられるわけでございますが、実質的に考えました場合には、特に有利な発行価額をもつて新株引受権を与える場合にこの二項の規定が働いていふやうに見るのが妥當であると、また、それによつて二百八十条ノ二の第二項の規定の趣旨が明確にされるという理由によりまして今回の改正をしようというわけでございます。

もちろん、従来の買取引受の手続の過程におきまして違法な段階が一つ介在しておるといふことになりまして、これは発行会社にとりましても証券会社にとりましても非常に困ることでございます。この規定の趣旨を曲げないやうにして、しかも手続が円滑に行なえるやうにしたいといふことは、確かに実業界においても希望しておるわけでございます。

○稲葉誠一君 トンネルにただ通るだけだと、こういうんですけれども、それでは証券会社はちつともうけにならぬわけですよ、手数料は入るかもしれませぬけれどもね。実体は違ふんじやないですか。手数料の問題でも、あれですか、普通の証券取引の手数料とこの新株の引受の場合の手数料は違ふんですか。

〔委員長退席、理事山田徹一君着席〕  
証券会社が何か三倍くらいもうらんだという説が

ありますね。手数料も違ふんですか。一括引受の場合の手数料と普通の場合の手数料と、証券会社に入るものが違ふわけですか。

○政府委員(新谷正夫君) 一般に株式の売買を委託されてそれを取り扱う場合の手数料と、それからこの買取引受の場合に証券会社が手数料として受けますものとは、相違があるやうでございます。公募手数料の実例につきまして、先般亀田委員からの御要望がございまして、資料を差し上げておきました、それぞれの発行価額によりまして手数料に差異がございします。発行価額が安ければ手数料額も安くなりまして、発行価額が高くなれば手数料もいきおい高くなるということにはなつておるわけでございます。

○稲葉誠一君 証券会社が買取引受する価額が時価よりも一〇%から二〇%安いといふのが慣例になつてゐるのじゃないですか。そしてそれを売り出す。初めから差額があるわけでしょう。それが証券会社の利益になつてゐるのじゃないですか。そういうふうな業界の人が言つてゐるやうですがね。

○政府委員(新谷正夫君) 新株の発行価額をきめます場合に、発行会社といたしましては、いろいろの資料に基づきまして幾らにすれば新株発行が成功するかという観点から発行価額をきめるわけでございます。必ずしもそれが時価と一致するものではございません。刻々に株価も変動しておりますので、株価を決定いたしますときのその株式の価額と全く同額で新株を発行するといふことはまずないわけでありまして、大体一〇%から一五%ぐらい安くおつておるといふのが実情でございます。しかし、安くして証券会社に引き受けさせますが、その引き受けた証券会社が高い値段でこれを分売するといふことはできないやうになつております。これはもちろん当事者の契約によるわけでございますけれども、実例を一つ「参考資料」にあげておきました、三六二ページに実例が載つておるわけでありまして、これは、株式会社丸井が新株を発行いたします際に、山一証券と大和

証券、野村証券にこれを委託した場合の契約書であります。これによりますと、一株につきまして二百六十円で証券会社が買い取るわけでありまして、これを売り出します価額も一株につき二百六十円というふうにはつきり定められておりまして、同じ価額で分売するという契約になっております。引受の手数料は、一株について七円五十銭というふうには別にきめてございます。発行会社と証券会社の間で、証券会社が自山な価額でこれを分売し得るというふうにはなっていないのでございます。

○稲葉誠一君 この契約によつたて、変動がある場合がありまね、時価が。株の相場が変動するわけ、相場が変動すれば、これで二百六十円なら二百六十円で必ず売らなければならぬ。となつたら、証券会社が損しちゃう場合も出てくるのじゃないですか。

○政府委員(新谷正夫君) 株価の変動は確かにございませうけれども、新株を発行いたします場合の価額というものは、一般の時価よりは先ほど申し上げましたように若干安くしてございませう。大体二週間くらい先が払込期日になっておりますので、その間の株価の変動の見通しということも立てまして、払込期日における株価と比しまして発行価額が高いということになりますと、これは新株の募集が成功しない結果になるわけでありませう。そういう関係で、一般に時価よりはある程度安くしないとこれが発行できないというものは、これはもう実情としてやむを得ないこととございませう。そういう趣旨におきましてこの発行価額そのものが定められておりますので、特にこの値段によつてやつた場合に新株の発行が不成功に終わつたというものは従来までの実例によりますとあまりないというに聞いておるわけでありませう。特に株価が上がつたからといって、証券会社がその上がつた値段で他に分売することはできません。そういう意味での証券会社の利得ということは考えられないわけでございます。

○稲葉誠一君 そういうわけで証券会社の利得が

考えられなければ、証券会社の利得は一体どこから出てくるんです。単なる手数料だけでこんな利益があるわけがないですよ。そこは商法の規定は別ですよ。実際には、公募公券というけれども、実際には公募しないのが現実に行なわれていくのじゃないですか。これは法務省に聞いてもわからないといへばわからないでしょうけれども、八王子支部の判決ですね、三一五ページですか、一株時価が三百七十円であつたものを新株発行価額を三百二十円と定められた、これは五十円安いから、一割ちょっとですね、一割五分くらいですか、これは結局公正価額によるものとするのでございませう。それから「特別決議を要しない場合に」とがでるから、これは公正価額によるものとするのでございませう。と。結局、公正価額によるものとするのでございませう。と。この判決ではないですか。その判決がどれだけ実情をよく理解したかどうかはわかりませんが、三百七十円のものに三百二十円で発行したからということが不公平なんだということになってくれば、いま言ったように一割から二割下がつて発行したら、これは不公平だということの認定になってくるのではないですか。——この判決がいいということを書いてあるわけじゃないですか。

○政府委員(新谷正夫君) 八王子の判決で問題になっております案件でございますが、時価三百七十円の株を三百二十円と定めて発行したというのとでありまして、この株式については新株引受権の付与を時価によるものという意味において公正な価額で発行したという趣旨にはこれはとれないという趣旨でございます。先ほど申し上げましたように、公正な価額でございませう。株主総会の決議も要らないという考え方もあるわけでございます。今回の改正の趣旨もやはりそこに中心を置いておるわけでありまして、発行価額は当然公正でなければならぬわけでありませう。三百七十円のものに三百二十円と定められたことになりますと公正価額ではないということになりますと、これは当然特別決議が必要であるという結論に導くわけでありませう。そういうことをこの判決では

言っているものと考えます。

○稲葉誠一君 ですから、いまの発行価額が一〇%から二〇%時価より低いというのが通例だと言われるわけですが、株価の変動なんかを見込んだりなんかしてですね、それが通例だと言われると、この八王子判決と比べれば、全部不正だということになってしまふでしょう。そうなりませうか。

○政府委員(新谷正夫君) ただいま一〇%から一五%ぐらいの差がある、こう申しましたが、これより少ないものもございませう。また、それより多いものもむしろあるわけでございます。それはそれだけの発行会社の特殊事情によつてこの辺の発行価額がきめられるわけでございます。収益率の多い会社とそうでないもの、あるいは、株主の数が多きものとそうでないもの、また、その株式の市場における一般の傾向がどういふことになっているかというふうな、もろもろの要素が勘案されてございませう。これがきめられるわけでございます。したがって、多くの場合は一〇%から一五%の差はあるというのが実態でございませうけれども、すべてそれでは一五%以内なら公正価額と言へるかというところになりますと、それは必ずしもそうは言えないわけでございます。ごく一般論として申せば、その程度の差はやむを得ないだろうというところが言えるというところを申し上げたわけでございます。

したがって、八王子の判決の例にあがつております具体的な案件がこうなつておるから、一五%なら公正価額とは必ずしも言えないんじゃないかという問題もそれは出てまいるわけでございます。けれども、これはこの会社の具体的な事案についてどういふふうな判断がなされたわけでございます。私が先ほど申し上げましたのは、ごく一般的に申し上げればこういうのが実態であるというところを申し上げたわけでございます。

○稲葉誠一君 時価より一〇%から一五%というのはなく、むしろ二〇%ぐらいまで差があつて発行されているのが実情で、それによつて買取

引受をしておるといふのが実情だといふ業界の説もあるわけですよ。私は株のことはわかりませんが、株も持っていないしあまり興味がないからわかりませんが、どうも証券会社がなぜ買取引受、買取引受といつて騒ぐか、どこかにそれは利益の根源がなければならぬと思ふんですね。手数料だけで一株九円ですか、普通の三倍ぐらいとるんですか、よくわかりませんが、買取引受の場合には。

○政府委員(新谷正夫君) これは発行価額によつて差異があるようでございます。一定の基準があるわけでもないようでございますが、実際の例を大蔵省で調べてもらいましたところによりまして、たとえば発行価額が六十三円の場合には手数料が三円になってございませう。百四十円の場合には五円、二百四十二円の場合には七円、三百二十円の場合には十円、こういうふうな、発行価額が多くなるに従つて手数料も多くなつていくのが実情でございませう。必ずしも一がい手数料は幾らというぐあいにはきまつていないようでございます。発行会社と証券会社の個々の契約によつてこの手数料が定まるといふように承知いたしてございませう。

○稲葉誠一君 いまの発行価額の三百何円といったのは、額面は幾らですか、額面五十円のもので

○政府委員(新谷正夫君) 額面はおそらく五十円だと思ひます。

○稲葉誠一君 額面五十円で十円ぐらゐの手数料がとれるわけですから、買取引受をやれば、手数料だけでも非常にばく大な利益があるわけですね。普通の手数料と違ふんですか。ばくは株のことはよくわからないから聞いておるんですが、普通の手数料の三倍ぐらゐの手数料をとつておるんだと業界のほうで言つておるから聞いておるんですが、大蔵省のほうで詳しくければ、大蔵省のほうから答えてもらつてもけっこうですが、実情はどうなんですか。

○説明員(安井誠君) 証券業務課の所管でござい

ますけれども、私も存じております限りでは、普通の手数料でございますと二%ないし三%程度でございますが、引受ということになりますと、もし売れ残りが出ましたときにはみずからそのリスクを負わなきゃいかぬ、また、そのあとでそれをさばかなきゃならぬと、この点を考えまして、三%ないし四%という引受手数料が別にその意味でつくというところでございます。

○稲葉誠一君 そうすると、一般の手数料のほか引受手数料というものが加わってくるわけですか。

○説明員(安井誠君) 通常の株式の売買の場合の手数料とは別個に引受の場合の手数料というものがきまつている、こういうことでございまして、株式の売買の手数料に比べると引受手数料というのは高くなつておる、こういうことでござい

○稲葉誠一君 だけど、買取引受の行なわれるというのには一般に好況時に行なわれるのであって、不況時には行なわれない。不況のときには買取引受をやつてくれといつても、証券会社は引き受けちゃつたらないからやらなんだ、好況時にだけそれを引き受けるんだということを言われておるんですけれども、よくは株のことばわからねぬのですが、好況時にやるんですか。そうすると、どんな上がるわけですか。

○説明員(安井誠君) 一般的には、好況時に多いとか不況時に少ないとかいう議論じゃございませんで、公募ということになりますので、むしろ株式の価格が額面価額を上回っているという場合に多く行なわれるというふうでございまして。

○稲葉誠一君 だから、結局、あれでしょう、不景気のときにあまり行なわれないわけでしょう。増資の場合でしょう。だから、不景気のときに増資するあれもないから、景気のいいときに、株がどんな上がるの見込みのときに買取引受が行なわれるんでしょけれども、これはまあ常識でしょう。その場合に、だから、なにも買取引受しなくたって、事業が好況のときだから、いわゆる一般

公募、純粋に一般公募をやつても、当然に引き受けられるんじゃないですか。そういうときに買取引受という制度が現実に行なわれているんじゃないですか。よくはよくわからないんですよ、率直な話。

○説明員(安井誠君) 一般的にはいま先生のおっしゃることが言えるかと思うのでございましてけれども、好況のときに多いと申しますのは、株価が一般的に高いからというのでございまして、不況のときであっても個々の銘柄によりましては株価の高いものもあるわけございまして、そういうものについても行なわれ得るわけございまして、買取引受の問題につきましては、先ほど民事局長のお話もございましたように、そういうことができることによつてむしろ発行会社のほうが資金の手当てが十分つくという利点があるということのようございまして。

○稲葉誠一君 発行会社のほうは、一括してやつてもらつたほうが、それは手数とかいふ点で便利なこととは、これはもう言うまでもないわけですが、証券会社が損をしてやるわけないわけですから、これを引き受けるんですから、利益があるからやることなんであつて、もっとも、それが一定の会社と特殊な系列にある証券会社なら別かも知れませんがその利益というのは、いまの手数料だけでなくて、買取引受をやることによつて特殊な利益がそこに好況時に生まれてくるんじゃないんですか。

それで、一つの方法として親引けという方法があるわけでしょう。これは秘密契約みたいになつて、現実には裏契約みたいになつて、親引けというのが行なわれているんじゃないですか。現実はどうなんですか。

○説明員(安井誠君) 私どもも、実はその親引けという概念そのものもよくわからないのでございましてけれども、私もといたしましてはそのような不公正な取引が行なわれているとは思ってはいないわけでございますが。

○稲葉誠一君 時価より一〇%から一五%か二

〇%か低く発行価額を決定して出すわけですね。出して、そしてそのうちのある株数を証券会社が持つていて、発行会社の取締役が売り戻すという方法が親引けというんでしょ。それが現実にとられていないんですか。取締役会なら取締役会がその株をほかへ売つて利益を得ておるといふのが現実に行なわれているんじゃないですか。それを親引けと言つて、盛んにそれが行なわれておつて、買取引受の現実の面として、証券会社へ行つたものがまた発行会社へ戻つて、取締役会ですれを処分してうんと利益を得ているという行き方がとられているんだということを言う人もあるんですね。よくは、取締役がその株を取得できるというの法的にちょっと疑問なんです、それはできないんじゃないかと思うんですけれども。しかし、いずれにしても、親引けとはそういうもので、そういうものが市場で行なわれていると、そういうことを言う人があるもんですから

ね。

問題点は、証券会社が一括買取引受したと。そのうちのある部数、何分の一かをまた取締役が買戻すという、そういうことが行なわれているんだというのでしょけれども、まず、商法の規定からいって、一たん証券会社が引き受けたものをその会社の取締役が買戻すことができるんですか。できないわけでしょう、これは。

○政府委員(新谷正夫君) ただいまの親引けの問題でございますが、これは昭和三十八年の五月でございまして、私どものほうでこの改正につきまして準備を進めております過程におきまして、実はその点がちょっと疑問になつたようござい

ます。そういう事実があるのかないのかということを確認した事実がございまして、照会いたしましたのは、東京の証券業協会に照会いたしておりました。それによりますと、照会の趣旨は、発行会社の指定により割り当てた相手方及び株式数、こういうものがあるかないかということに照会いたしました。これに対する答えをいたしまして、「発行会社の指定により割当をした例はない。発行会

社に対し希望した者について発行会社から引受証券会社に連絡があつた場合は、一般の申込人と同様の条件で申込を受けている」と、こういう回答を得ております。御承知のように、親引けということがはたして行なわれているかどうかということとを正確には私も把握できませんけれども、少なくとも昭和三十八年の立案過程におきましてそこまで調査いたしましたところでは、一般の申込人と同様の扱いではやっていると、一般の申込人といつた特定の人には有利に株式を譲渡しているという事実はないと、こういうふうな結果的には相なつておるわけでございます。

○稲葉誠一君 これは、正式に照会すれば、それはそういう答えが出てくるはずですね。それ以外の答えが出たら問題だと、こう思うんですが、よくの言ひは、それはそれとして、証券会社が買取引受した場合に、一所有権はどこへ移るんですか。まあそれが一つと、それをまた取締役へ戻す。売れなかつたからという場合もあるでしょうし、あるいは、ほかへ売られちゃう困るという取締役が買戻す場合もあると思うんです。それは自己株式の取得の問題なんか起きてきて、起きているんですか。そのところはもう関係になるんですか。

○政府委員(新谷正夫君) 発行会社の取締役が株式を取得いたしますことは、これは商法上差しつかえございせん。

○稲葉誠一君 ないわけですね、持つておるわけだから。

○政府委員(新谷正夫君) ただいまの場合、特に親引けというふうでやつておるのかどうか、その辺が実は明確でないわけでございます。一般の売買で発行会社の取締役が株式を取得するのでございまして、これは自由なものでございまして、そこからはちょっと規制はできないと思ひます。ただ、そういう親引けというふうな形のものが行なわれているかいないか、この点が実は私どものほうも明確でございせん、そういう趣旨でやっていると云ふにはちょっと自信をもつ

て申し上げるわけにはむろんまいらないわけでございます。

○稲葉誠一君 親引けの定義にもよるんですけれども、多くの言うのは、証券会社に買取引受をして、おいて、そしてそれは株価が上昇機運にある好況時に多い。だから、その株を持っておれば将来上がっていくことがわかるんですね。会社の取締役は非常に利益を得るわけですから、一括買取引受のときに何か裏契約をして、ある株のたとえば一割でも二割でもそれを取締役のほうへ回してもらうという契約をしておいて、それは秘密にするとかいうことらしいですが、そして買って、取締役がそれを他に売却してさらにもうけるという形のものも現実にとられているんだ、こういうことが業界の一つの実際の姿だと言う人が相対するわけですね。これはよくよくわかりませんが、大蔵省でも法務省でも実体となかなかなかむずかしくてわからないかとも思いますが、どうもそういうのが非常に行なわれておいて、だから、公募公募というけれども、形は公募だけれども、実際は、そういうふうな親引けとか、あともう一つ出てきますけれども、そういうものを引いてしまつて、なるほど公募はするけれども、形は公募なんだけれども、実際にはそうでない場合が非常に多いんだ、非常に不公正に買取引受というのが行なわれておるんだと、こういうふうなことを言っている人が相当いるんですね。だから聞いていてはわけなんです。秘密に契約する、そしてそれによって取締役が非常に利益を得る、あるいは第三者の名前を使うかも知りませんけれども利益を得る、それをいろいろ交際費に使つたり会社の費用に使つたりしている、こういうんですけれども、これは実体はつきりしませんけれども。

うと、その株を同業者に分けるんだというわけですね。これを協会提供と言ふんだということですね。そういう形で証券会社がもうけているというんです。

親引けで発行会社の取締役がもうけ、今度は協会提供という形で同業の証券会社が分売を受けてもうける。だから、買取引受というのは、名前だけだ、実際は公募の現実を備えていないんだと、こういう考え方があるんですね。これは大蔵省のほうではどうなんですか、協会提供というのはどんなものですか。

○説明員(安井誠君) 非常に恐縮でございますが、証券業務課の西村事務官が来ておりますので、一番詳しいので、答えさせていただきます。

○稲葉誠一君 いいですよ。

○説明員(西村正義君) 協会で、何というのでございませうか、共栄といひますか、安定株主をつくるといひますか、一つの銘柄を引き受けまふと、その一つの売買単位でございませう、千株なら千株といふものをほかの協会員に配るといふ習慣が行なわれておるようでございます。

○稲葉誠一君 それはどの程度行なわれているのですか、公募の場合に。

○説明員(西村正義君) 公募がありますと、最低単位を配つておるようでございます。

○稲葉誠一君 最低単位というのと、具体的に例をあげて言つて、どの程度の単位になりますか。

○説明員(西村正義君) たとえば、額面五十円株でございませうと五百株、それから五百円株でございませうと五十株ということになります。つまり、取引所の売買単位ということでございます。

○稲葉誠一君 それを先に引いちゃつて、その残りを公募するわけですか。

○説明員(西村正義君) 引受のシンジケートというものがあつて、それをもらいますと、その中の幹事という親玉がおるわけであつて、それが自分が引き受けた中から分けてやつておるわけでありませう。

○稲葉誠一君 自分の引き受けたといつたて、全部引き受けたんじゃないですか、買取引受だから。買取引受のまた引受があるわけですか、その証券会社が現実には引き受けるやつが、どうもそういうふうな聞こえがする。

○説明員(西村正義君) 引受という行為は、シンジケート団が引き受けるのでございませう。ですから、その場合は売り出しになります。引き受けたものの分売という形で提供します。

○稲葉誠一君 具体的な例を引いてちよつと説明していただけないか、何株なら何株の買取引受の場合にそれが現実にはどういふふうに行なわれているんだということ。

○説明員(西村正義君) たとえば五千万円というふうな銘柄は普通ないと思ひますが、三千万円というところで山一と野村が幹事になっておるといひます。千五百万円ずつを引き受ける。そうしますと、いま東京の証券業協会員がかりに二百社といたしますと、二百掛ける五百で、ですから十萬株、十萬株を野村と山一が五萬株ずつ折半して協会員に出す。それを公費額をもつて東京証券業協会傘下の証券業者が五百株ずつもらつて、協会の資格は、一般のお客さんと同じような立場であります。

○稲葉誠一君 そういうふうに行つたほうが、証券業者同士の信義といふこともあるし、共存共栄かも知らんのですが、利益があるわけではなう。そういうふうに行き受けて分けてやれば証券業者が利益があるからこそやるんでしよう。損なうやらないでしよう。

○説明員(西村正義君) これはですね、そういう五百株単位の小さい株をもらった証券業者はおもに非会員といひまして取引所に入りにくいようになつた会社でございませう。それは、いろいろお客がございませうけれども、非常に大口のお客さんにサービスとして提供するというふうな慣行になつておるというふうな聞いております。

○稲葉誠一君 それから前に話があつた親引けというやつですね、これは現実にはどういふふうに行なわれておるんですか。

○説明員(西村正義君) 実は、私も、親引けといふのは、アメリカで社債の発行なんかの場合に、幹事会社は申込者に対して無条件で割当ができる、それからその他のシンジケートメンバーは幹事会社がついた残りをもつたものですから、結局条件つきで買取引受できないということ、幹事会社のやつた行為を親引けといふふうな了解しておつたんですが、日本でそういう習慣があるかどうか聞いておりません。

○稲葉誠一君 日本で言われておる、そしていま問題となつておるのは、あれじゃないですか、取締役が一たん買取引受で証券会社に行つたもののある一定の割合といふものを最初から引受契約のときに裏契約で別に契約しておいて、そしてもうけるわけですね。取締役がそれにプレミアムをつけるかどうかは別として、それをほかの処分をして金もうけをするといふのが親引けという定義なわけですね。それは業界のある人が言つておるわけですね。よくは詳しいことはわからないですが、そういうことが現実に行なわれておいて、買取引受の中の一定部分がそこになつてしまつて、また、いまの協会提供はこれはあなたに言わせると大したものではないかと思ひますが、どの程度になるのか、何割になるのか、何割までいかなのか、場合によつて違ふと思ふんですが、そういうのを引いた残りが現実には公募になるんだと、こういうことなんですか、そういう公募のしかたといふものはおかしいのじゃないか。結局、発行会社と証券会社が任意契約によつていろいろやつておることがおかしいから、株式の公募方法といふものを改善しなくちゃいけないんじゃないか、こういうことが大蔵省で問題になつておるんだと、こういうことを言う人もあるわけですね。よくは株のことは前から断つておるようによくわからないうんですが、大蔵省として株式の公募方法を改善しなければいけないのか、そういうような行き方が考えられておるんですか。

○説明員(西村正義君) パブリック・オプファ

といひますと、これはたとへば抽せんでもやればいいのか、それとも早い者順に並べたほうがいいのか、これをやらせる証券会社があるように聞いておられますけれども、結局技術的にはどうしてもある限界があると思うのです。完全なパブリック・オファ―というのは、何とこののですか、書面により申し出をさせるということにでもすればいいと思うのですが、現実の問題として、大口顧客とか優良な顧客に優先的に割り当てるといふことも、これはその範囲内ならば公募の範囲に入るのじゃないかと思うのです。それからもう一つ、かりに発行値段が公正であるならば、これはコーポラル・ベースの問題でありますから、買って損することもあるし、現に買って損をした人もたくさんいるわけでございますから、それらの点も考えまして、非常に目に余るような事態が起つておるとは思つておりません。

○稲葉誠一君 証券会社が現実に利益を得ているのは、何で利益を得ているわけですか。いろいろあるでしょうけれども、これは一がいに言えませんが、ちよつと質問も荒っぽい質問ですから。

○説明員(安井誠君) 私、手元にありません証券会社の収支状況というものでお話し申し上げますと、収入金額全体一〇〇に對しては、その中で一番大きな割合を占めておりますのが手数料収入でございます。大体六割から七割近くになっております。その次がその他収入、中には例の金融収入の関係が入るわけでございますが、これがやはり二割ないし三割、年度によつて多少違つております。売り上げは、つまり自分が自己売買と申しますか、みづから株式を買ひ取りましてそれを自分みづからのリスクにおいて売るといふものの占める割合は、三十七年、八年、九年とずつと非常に少なくなつてきておりまして、売り上げの利益が、三十九年九月期でわずかに二・一％というふうな数字になつておるようでございます。

○稲葉誠一君 判例で言うのは、特に有利な発行価額というきめ方をしないで、これは立法上のテクニックだと思ひますからこれでいいかわかり

ませんが、何か公正でないという意味のことばを使つておるといふのが多いのじゃないですか。必ずしもそうではないですか。公正な価額で発行しないような場合には株主総会の議決が必要だといふ言い方をしているのじゃないですか。これは公正か公正でないかというの結果から出てくることですからあれですが、八王子の場合は公正という形を使つておられます。

○政府委員(新谷正夫君) 新株を発行いたします場合の発行価額というものは、これは当然公正にきめられなければならないわけでございます。ただ、法律で定められました場合には有利な価額で発行もこれはできるわけですが、いづれにしても公正な価額であることが必要なわけでありまして、もしも公正な価額によりまして株式を発行いたしますと、株主がその新株の発行を差止請求権が認められるわけでありまして、そういう意味におきまして、新株の発行価額が公正であつてはならないといふことは言えるわけでございます。

○稲葉誠一君 私の言うのは、公正な価額で発行される云々というふうな判決でいつているのが多いようにとれる。そのことと、特に有利な発行価額をきめて云々というふうなことはどういふ関係になるのかと、こういう意味なんです。これはうらはらだと、公正かどうかといふことはあとから見て最終的にきまることなんで、発行するときは特に有利な発行価額というふうな形をとつていくというか、そういう考え方のほうが正しいといふ見方も出てくるのじゃないかと、こう思ひますが、そのことは、両者はどういふ関係になるのですか。

○政府委員(新谷正夫君) 原則的には、株式の発行価額は、これは公正に定める必要があるわけでございます。何が公正かといふことは、その会社のいろいろの事情、あるいは経済界の状況を勘案いたしまして発行価額というものがきめられるべきものでございます。ただ、「特ニ有利ナル発行価額ヲ以テ」と申しますのは、これは原則的には公正な発行価額でなければなりませんけれども、

特別の事情があつて特定の株主以外の者に対しまして特別に発行価額を安くして有利に発行するといふ場合に、有利な発行価額と、こういう表現を用いておるわけでありまして、この場合には、もちろん株主にも会社にも影響がございしますので、株主総会の特別決議にかけていくことになるわけでありまして。

○稲葉誠一君 特に有利な発行価額というものの考え方というか、それは、株主平等の原則ですね。株主総会で承認されたとしても、基本的な株主平等の原則というものに反するのではないですか、特定の株主に対してそういうふうな発行のしかたをするといふことは。

○政府委員(新谷正夫君) 株主平等の原則とは必ずしも結びつかないのじゃないかと思ひます。株主に対して差等を設けて新株を発行いたしますならば、これは平等の原則に反するわけでございますけれども、ここで申します株主以外の者に対して有利な発行価額をもつて発行するといふことは、株主でない者に対して発行するわけでございます。したがひまして、現在の株主を不平等に取り扱うといふことにはならないと思ひわけでありまして。

○稲葉誠一君 株主以外の者に発行するのですけれども、発行してそれを受ける場合には株主になるわけでしょう。そういうわけじゃないですか。そうならば特定の株主に有利な発行価額で交付されたといふことになるのではないですか。

○政府委員(新谷正夫君) 発行された株式を取得いたしました株主以外の者、むしろこれは株主平等の原則に服するわけでございますけれども、発行するかどうかという段階においては、まだそれは株主でないわけでございます。したがひまして、その段階における株主平等の原則という問題は出てまいらないと思ひわけでございます。

○稲葉誠一君 そうすると、特に有利な発行価額というものは、具体的にはどういふふうなことをさして言つておるといふことになるのですか。これが抽象的にはある程度きまりました、実際にそ

のときの具体的な状況なり何なりによつて違つてくるわけですから、非常にこれがあつてまた争ひになつてくることは考えられるわけですね。具体的に例をもつて言つと、どういふ場合がこれに当たるわけですか。

○政府委員(新谷正夫君) 「特ニ有利ナル発行価額」と申しますのは、ごく一般的に申し上げますと、通常の場合に発行すべき場合の発行価額と比べて特に有利な発行価額という意味でございます。さらに具体的に申しますと、先ほども御質問ございましたけれども、かりにその株式の時価が百円といたしまして、一割五分ぐらゐの安価で発行するといふことがかりに許されるといたしますと、八十五円であればこれは差しかえないわけでございます。その範囲であれば価額も公正だ、こう見てよろしいと思ひわけでありまして。ところが、技術提携先とか特別な関係のある株主以外の者に対して特に株式を有利に与えようといふ場合に、二割安く、あるいは三割安くといふふうにして発行価額をきめるわけでございます。もちろん、株式の種類、数とも同時に定めるわけでございますけれども、そういう場合に、特に有利な発行価額といふことになるわけでございます。繰り返しますと、一割五分の範囲であればこれは特に有利でも不利でもない。しかし、それがかりに限界だとしますと、二割安くする、あるいは三割安くするといふ場合に、特に有利といふことになると思ひわけでございます。

○稲葉誠一君 一割五分とかいふあれは、まあそれはいま正確な統計から出てきたかどうかかわかりませんが、どこから出てくるのですか。

○政府委員(新谷正夫君) これは実際の新株の発行の実際を見まして、これはお手元の資料三七七ページの表にございまして、三七七ページの表の右側の(2)の欄に「公募価額の決定は決定前日の株価の何%以下に定めたか」といふところに、一〇%以下が二十五、一五%以下が二十五、一六%以上が九と、こういうふうになつておられます。現在の実際といたしまして一〇%ないし一五%ぐらゐ

のところが一番多いわけでございますので、もしもこれが適正な公正な価額だと認められますならば、一応従来の実情から申しましてこの程度のものに差しつかえないというふうに考えてよろしいのじゃないかと思つてございまして。

○稲葉誠一君 一五%安く発行して、そして証券会社は公算するときは一五%安く自分のところで引き受けて、その価額で売っているのですか、時価で売っているのですか。

○政府委員(新谷正夫君) 一五%安く引き受けますと、その同じ値段で分売するわけでございます。先ほどの契約書にございましたあの二百六十円という額がかりに割五分安い値段だといいたしますと、その同じ値段で分売するように契約をいたしております。したがって、証券会社といたしましては、引き受けた値段でさらにそれを第三者に譲渡する、こういう形になると思つて、○稲葉誠一君 それじゃ、証券会社というのは、変な話だけれども、ちっともおもしろみがないわけですね。

○政府委員(新谷正夫君) 先ほども大蔵省のほうからお答えがございましたが、六〇%ぐらいが手数料収入であるというその中に買取引受の収入が入つておると思うわけでございます。おもしろみがないと言へばないかもしれせんけれども、実際こうやって証券会社が手数料収入が上がる、採算がとれるということになりますれば、これも証券会社の一つの營業でございまして、これは引き受けて収益を上げるということは当然考えられることでございます。

○稲葉誠一君 一五%低く引き受けていて、そのままの価額で一般公募に売り出すわけですね。ところが、公募でなくて、自分の同列の会社みたいな第二会社みたいなものをつくらせていく、そこに買わせて、それが値段が上がつてきますから、これでもうけるという行き方をとっているのじゃないですか。山一の場合はそれをやったのじゃないですか。これはどうなんですか。山一が大成建設との間で引き受けたのは三百二十万株です。そのう

ちの四十八万株を山一第二オープンというのに時価で組み入れて、買取価格と時価との差額をもうけたのじゃないですか。そういう形で証券会社はもうけるのじゃないですか。単に手数料だけでやっているのでは、資本主義の世の中ではそんなつまらないことをやっているところは私はないと思つてですね。正面切つて聞かれればそれはそれとおりの言われまじけれども、それでは証券会社なんかやる気がしないでしょう、ちっともおもしろくないから。ぼくはちっともそこが納得できない。

○説明員(安井誠君) 先生御指摘のような事案があるのかないのか、私も実態をよく存じませんけれども、証券会社のはうがもしあまりそういうことをやるようではございまして、証券市場というのは非常におかしな形になるわけでございます。今、今回証券取引法の改正をいたしましたのも、そういうことを防止したいという趣旨に考へているわけでございます。

○稲葉誠一君 証券取引法の改正のことはよく知りませんが、そういうことを防止したいという趣旨で改正したのですか、するのですか、あれですけれども、そういうことは、そういう事実が相当あったからこそ改正したいということになるのじゃないですか、これは変な質問ですけども。

○説明員(安井誠君) あるいは私の申し上げ方が足りなかつたかとも思いますが、証券取引法の第三章の証券会社というものの改正をいたしました、大蔵省の監督上の命令権限を設けました、あるいは証券会社に禁止行為というものを設けたりしているわけでございます。それに基きまして証券会社の健全性の準則等に関する省令というような省令まで設けまして、このたとえは三条にあるわけでございますが、「引受けに関する自己の取引上の地位を維持し又は有利ならしめるため、著しく不適当と認められる数量、価格その他の条件により、有価証券の引受けを行なっている場合」、こういう場合には、大蔵省のほうに監督上

必要な事項を命ずることができるといふような規定を設けているわけでございます。したがって、そのような事態が起きないように、現にあったかどうかという点ではなしに、そういうことが起きたものでは証券市場の発展に非常に悪い影響を及ぼすということから定められたものだ、かように了解しているわけでございます。

○稲葉誠一君 その一五%ぐらい、あるいは二〇%か知りませんが、時価より低い価額で発行するというのは、日本独特のものじゃないですか。どうなんですか。アメリカでは時価で発行しているのじゃないですか。それはヨーロッパでもあるかも知れぬけれども、特にアメリカとの比較はどうなっているか、アメリカではこういう行き方をとっていないでしよう。

○政府委員(新谷正夫君) アメリカにおきましても、やり時価より安い価額で新株を発行いたしておるようではございまして、アメリカで言われておりますところは、大体一三%ぐらい、平均してでございますが、その程度の安い価額で発行されるのが通常の状態であるというふうに言われているようではございまして。

○稲葉誠一君 アメリカでは時価で引き受けさせるんだという説を、どこかの資料で見たのか、だけれん言つたのか、ちよつと忘れましたが、いづれにいたしましても、証券会社が手数料だけでやっているとすれば、それが全体の収入の六割ぐらいということになれば、証券会社はそんなにばたばたつぶれたりするわけはない。おもしろみはないかも知れぬけれども、非常に堅実だし、ある程度固定した収入になつてくるわけですから、取引が減つたり多かつたり、ある程度のことではあるけれども、どうもそこら辺のところはわからないですね。何か買取引受に関連して、ことに一五%低く発行するというようなこと、親引けの問題、あるいは協会提供の問題、これらをめぐつてそこに利益とか何かがあるければ、どうもこの制度がこんなに維持されていくのがちよつと私には理解できないのでございまして、どうもいまここで議論

しても始まりませんから……。

それはそれとして、いま幾つぐらいこれに関連して訴訟が起きているわけですか。まあ中島という人がよく起こしていますね。よくと言つてはたいへん失礼だけれども、たくさん出ていますね。いろいろな種類のあれがあるでしょう。発行が公正でなかつたというので取締役の責任だといつて取縮役とその差額の損失を支払えというような請求なんかもありますね。これは横河電機ですかどこですか忘れましたが、こういうような訴訟全体が、この法律は適及しないにしても、一審から控訴、上告まで行く間に、あるいは口頭弁論終結當時のあれで判断をすることになると、影響を受けてくるということになるのですか。

○政府委員(新谷正夫君) これはこの商法の改正がございまして、過去の事実につきまして適及して買取引受の新しい規定が適用になるといふものではございせん。過去において違法なものであれば、やはり改正後においても違法であるということになるわけでございます。

○稲葉誠一君 それは当然ですね。それでなかつたら経済界は大混乱におちいるわけですから、まああたりまえですけれども、特に有利な発行価額というのは、いまの一五%、まあ一つの例としてそこら辺のところを基準にしてやるといふことに承つておいてよろしいのですか。八王子の場合は一五%まで——まあパーセントでいくわけにいきませんでしようけれども、いかなかつたんではないですか、一三%幾ら、一三・五%ぐらい低いのが不正発行だというふうに認定していますね。

○政府委員(新谷正夫君) 先ほども申し上げましたように、現在のが国の新株発行の実情から考へまして、ごく一般的に申し上げますならば、一〇%ないし一五%安くして発行することは許されるであらう。ただ、しかし、これはそれだけの会社の事情も考えなければならぬと申し、一般の経済事情も考へて、個々の新株発行の場合の株価は幾らが公正であるかということを含めるべき問題

でございます。したがって、ごく一般論として申し上げれば、その程度は差しつかえないだろうというところは言えると思ひますけれども、個々の問題につきましても、はたしてそれは一五%ならだいたいよいか、こういうことになりましますと、必ずしもそれはそうは言えないわけでございます。ごく一般的なかんじを申し上げたわけでございます。これは個別的にそれぞれ判定してきめなければならぬ問題でございます。

○稲葉誠一君 いまの一五%とか何%とか発行価額が低いということですね、この合理的な根拠はどこにあるわけですか。一五%低いということ、証券会社の経営と何か関係するのですか。どういふことでこれは償還が何か知りませんけれどもできてゐるわけですか。

○政府委員(新谷正夫君) これは、新株発行を決定いたしましたして手続が全部終了いたしますまでの間に、かなりの日数がかかるわけでございます。その間に株価は常に上下いたしておる、そういうことも考慮いたしまして、最終の払込期日におきまして引受人が喜んでこれを引き受けられるような発行価額にいたしませんと、安心して引き受けられるわけにいかないわけでございます。そこで、まあ将来の見通しということも考え、また、引受人にも容易に引き受けてもらふというふうにいたしますためには、時価より若干安くしないといふことは成功しないわけでございます。その過去の実情が、先ほど申し上げましたように一〇%ないし一五%くらいのとこが一番多い。しかも、それが問題なく従来新株の発行を成功させてきておるというところがございますれば、実際問題としてはその辺のとこが一応の目安になるのではないかと、こういうふうにお考えをいただいております。

○稲葉誠一君 それはわかりましたがね、そうすると、証券会社が買取引受した、そうして売り出しまでどのくらいですか、普通は。ものによつて違ふでしょうが。

○政府委員(新谷正夫君) いろいろございまして、平均いたしますと大体十四日となっておりますが、

す。

○稲葉誠一君 そうでしょう。まあ一カ月くらいのものもあるでしょうけれども、大体二週間程度の変動があるわけですね、株が非常に上がったときで、証券会社がそれを公募したら、それを受けた人がもうかるわけですね。——もうかるというわけでもないか。証券会社としては、そこでその株が上がつてくるという見通しがあれば、一般の人に公募するよりは、自分の関係会社なり何なりへ引き受けさせたほうがお互いに有利だということになるわけですね。それで現実にそういうことが行なわれてゐるんじゃないですか。よく公募の立て看板なんか出ておられますが、行ったときにはその株式はなかった、ほかへいろいろな関係のところに行つてしまつておるといふようなことが現実にあるのじゃないかと思ひますが、よくはよくわかりませんがね、そういう点は。

まだいろいろ問題があると、こう思ふんですが、いづれにしても、法務省なり大蔵省なりが知つておる実情と、世間でいわれる実情とが、何か違ふように思ふんですがね。世間で言つておるのもそれはたまたまに言つておる人もあるし、一がいにいへませんがね。ことに衆議院の法務委員会で参考人が出ておられますね。あの議事録を読みますと、全く違ふんですね、こゝで言われておること。

〔理事山田徹一君退席、委員長着席〕  
どうも何かぼくはその点で納得できないような気がしてゐるんですが、ぼくは何も証券会社が悪いことをするんだという前提で言つておるのじゃないのですかね。どうせ株を取つて——あまり口が悪いからやめなすけれども、とにかく、それがまともな形で公正に運営してゐるそんなに利益があるわけはない。どうもその辺は疑問があらますけれども、この程度にしておきます。

それから議決権の不統一行使の問題ですが、これはどうもよくわかりませんが、外国人に日本の株式が取得されておる。その場合、外国人が株を

持つていない、どこかへやばり預けておくのですか。そういう関係やなんかとの関係なんですか。預けてある、そういう場合だけでもないんですか。——ちょっと待つて下さい。外国人が取得しておる場合に、株券を持つてなくて、どこかへ預けておくということが一つ、それが直ちに議決権の不統一行使の問題に結びつくかどうかは問題だと思ふのですが、そういうことの必要性からこれが出てきたという考え方と、それから投資信託のような制度で、株券は信託会社の名前になつておるけれども、実際の株式の所有者は別にある、名前が出ておるところしか議決権の行使ができないというのとはおかしいので、それで分割して行使できる方法を認めよう、こういうことから議決権の不統一行使の問題が出てきたんだと、こ

ういふ意見があるんですね。これは衆議院で参考人の阿部という人、証券団体協議会の常任委員長、日本証券業協会連合会専務理事の人がそういう意見を述べておられるんですがね。これもちょっと私よくわからないのですが、どこから議決権の不統一行使の制度が出てきたんですか。

○政府委員(新谷正夫君) 議決権の不統一行使を認める必要があるかどうかということは、まず投資信託の場合に発生したわけでございます。同時にまた、先ほどお話ししたA・D・R契約の場合、これがまた投資信託に似かよつた形態をとつております。その場合に必要である。さらに、将来の問題でございますけれども、株式の集中決済のために振替決済制度というものがいま試みに行なわれておるやに聞いておりますが、こういうたものが制度化されてまいりますと、やはり同じような問題が出てくるわけでございます。要は、実質的に株主である者と形式的に株主名簿に登録されておる株主というものがあつた場合に、形式上の株主が議決権を行使いたしますつて、実質上の株主の意向を十分それに反映させよう、その必要があるために議決権の不統一行使を認める必要がある、こういうことになつたわけでございます。

たとえば、名義人が一人でございまして、それに信託しております実質上の株主が三名おるといたしますと、その三名の意向を反映いたします、一人の形式上の株主が議決権を行使するということになるわけでございます。たとえば、三名の中の二人がある議案について賛成である、しかし他の一人が反対であるという場合に、その持ち株に應じまして法律上の株主が賛成の議決権行使と反対の議決権行使と両方行使するようにしよう、こういうわけでございます。

○稲葉誠一君 A・D・RとE・D・Rというのがあるんですね。こういう形で外国人に所有されておるんだと。その場合に、日本の株券を直接持つておるわけじゃないので、ある機関に保管されておる。実際の所有者はほかにいることになつてきて、名前の出ておる人しか議決権の行使はできない。名前の出ておらない人はできない。これと、あれですか、不統一行使とどういふふうにかつむのですか、いまの説明をよく聞いてなかつたのでわかりにくいんですが、A・D・RとE・D・Rと違ふのですか。

○政府委員(新谷正夫君) A・D・Rは、これはアメリカで行なわれておりますものでございまして、E・D・Rはヨーロッパで行なわれておるものでございまして、その違いでございます。実質は大体同じようなものでございまして、たとえばA・D・Rの例で申し上げますと、アメリカの銀行が名義上の株主になつておられます。ところが、預託証券を交付を受けておる株主が別におるわけでありまして、契約によりまして利益配当なんかは預託証券の所持人のほうへ回つていくわけでありまして、したがつて、実質的に株主としての利益を受けておるのとは預託証券の所持人でございまして、したがつて、銀行が議決権を行使いたしますときに、預託証券の所持人、A・D・Rの所持人がその議案に賛成か反対かといふことを言はせる必要があるのではないかと。そこで、A・D・R所持人の意向を受けまして賛成か反対かといふことを議決権の形であらわしていくわけでありまして、その場合に、A・D・Rの所持人というのは複數

でございます。二人以上でございますので、そこに賛否の意見が分かれてまいります。従来の考え方でございます。株主は一人でございますので、賛成か反対か、どちらかの議決権の行使をするのははななつたわけでございますけれども、実質的に株主の意向を十分反映して議決権を行使せるといたしますと、反対のものもあれば賛成のものもある。それをそれぞれの株数に応じて法律上の株主が議決権を行使しよう、こういうわけでございます。

○稲葉誠一君 外国の場合はわかりましたが、そうすると、投資信託の場合はどういふふうになるのですか。

○政府委員(新谷正夫君) 投資信託の場合には、日本の信託銀行が株主になっております。法律上の株主でございます。ところが、金を信託いたしておりますのは周囲の証券会社でございます。その証券会社が実質的には配当を受けておるわけでございます。それがさらに一般の投資家に還元していくわけでございます。そこで、その発行会社の議案につきまして、実質上その利益を受けておる証券会社、これが一般の大衆投資家の意向を受けておるといふ立場にあるわけでございますから、その証券会社の意向を銀行を通じて議決権の行使に反映させよう、こういうことになるわけでございます。

○稲葉誠一君 そうすると、議決権の不統一行使というふうにいたしましたしてすべて銀行にまかしておるといふふうになっておるのが従来の実情でございます。

○稲葉誠一君 そうすると、議決権の不統一行使というの、いま言ったような考え方からすると、国内の投資信託の場合ももちろんでありますけれども、A・D・Rのようなものが、あれですか、そういう形で外国人に所有されておるのが日本の株式にも相当あるわけですか。その便宜をはかるということも一つの意味になっておるわけですか。

○政府委員(新谷正夫君) 数はそう多くはございません。A・D・Rで発行いたしております会社は、しかし、これも法律的には同じような形でございます。実質上の株主と形式上の株主とこの分かれておまして、こういう制度がござますれば当然にその適用は受けるということになるわけでございます。先ほども申し上げました株式の振替決済の場合にも、一つの機関に株式が集中して保管されることになりまして、この場合にもやはり実質上の株主と形式上の預託機関と分かれるわけでございます。同じような問題が将来出てくる可能性があるわけでございます。それが実施される段階になりますと、やはり議決権の不統一行使が行なわれるようになるだろうというふうに考えるわけでございます。

○稲葉誠一君 もうさっき、ちょっと戻っちゃって恐縮なんですけれども、新株引受権の譲渡の問題ですが、これはいま外資に関する法律では認められておるのですか。

○政府委員(新谷正夫君) 外資に関する法律によりまして、発行会社の書面による承諾があれば新株の引受権を譲渡できるようになっております。

○稲葉誠一君 日本の株式会社法で認められていないで、外資に関する法律で外国人だけにそれを認めるというの、何か変ですね。おかしいことなんです。それはそれとして、それで外資の場合に新株引受権の譲渡が認められていながら、そういう市場が十分に育成されておらない。だから、今度商法を改正して新株引受権の譲渡を引受

証書によってやるようにしようということが中心のようですね。新株引受権の譲渡の問題は、それをはっきり言っていますよ、証券業協会の専務理事の人も、「現在外資法については新株引受権の譲渡を認めておるのでございます。」これは四十二年四月二十一日の衆議院の法務委員会の参考人の意見ですが、「しかし、認められておつても、その新株引受権のマークシートがございせんために、実は円滑に動かないわけなんです。したがって、今度は、一般的に新株引受権のマークシートができるように、」一般的にと言っておりますけれども、新株引受権の譲渡を認めたことは非常に妥当だと思ひます。」と、こういう形ですね。だから、いま外資法で認めておる、認めてはいるけれども、現在のよう段階だけでは十分でないから、商法を改正してそれも十分にいくようにしよう、それに付随的に国内的な株主の問題も起きてくるということである。株主の問題も起きてくるというふうに考えられるのですか。どうもそういうふうに考えられるのですが、経過なり何なりからいいます。ですから、前に言った国内の株主が新株の払込資金を得るために旧株を処分する必要があるようにしよう。新株の払込資金を得るために旧株を処分するということもこれはあるでしょうけれども、ほかでいくらでもできるわけですから、そういうふうなあれは、この外資に関する法律で認められておるから、それに相応するように商法を改正しようという動きが出てきたというのが筋ではないのですか。

○政府委員(新谷正夫君) 現在におきましては、外資に関する法律によりまして外国人が新株引受権を譲渡できる仕組みになっております。ただ、その場合にも不便があるということはお説のとおりだと思ひます。しかしながら、株式の発行の実情を見ますと、発行総株数の約二割くらいが外国人の株式の数のようでございます。そういったしますと、ごくわずかな、二割そこそこの株式のためにこういう法律を改正するというのはわれわれは

考えていないわけでありまして、むしろ国内の圧倒的多数の株主が新株引受権を譲渡できるようにすれば非常に益するところがある、そういう意味で今回の新株引受権の譲渡を認めようというわけでございます。これに関連して、従来窮屈であった外資の場合にも新株引受権の譲渡が案になるといふことは、当然これは言えるわけでございますけれども、わずかな二割くらいは外国人株主のためにこういう改正をするという考えではございません。むしろ国内の株主を保護しようというのがこの改正のねらいでございます。

○稲葉誠一君 「新株引受権証書、つまりワラント」——ワラントというのは何ですか。聞いていなかったのですか、衆議院の参考人のときに。

○政府委員(新谷正夫君) 新株引受権証書のことのようでございます。

○稲葉誠一君 その「売買をどうしてやるか」ということが、早急に解決を迫られておる問題だと、こう言っているのですが、その売買をどうしてやるかということがどうして問題なんですかね。新株引受権証書の売買をどうしてやるかということが、早急に解決を迫られておる問題でございます。これは、これが認められるようになれば売買が行なわれるでしょうけれども、それを具体的にどこでどういふふうにして、売買をするということなんですか。

○政府委員(新谷正夫君) 新株引受権の譲渡は、新株引受権証書の交付によってやることになるわけでございます。現在の株式の譲渡が株券の裏書き、譲渡証書の交付、今度の改正によりまして株券の交付によって行なわれるのと相対照して考えられるわけでございます。新株引受権証書によりまして引受権を譲渡することは、これは譲渡人と譲受人との任意の契約によって自由にできるわけでございますが、急に新株引受権を譲渡しようとしてもその相手方が見つからないというふうな場合には、現在の株式市場のようなものがございますれば、それが楽に取引ができるということになるわけでございます。したがって、将来の

に、無額面株式を発行いたしております会社は、三菱倉庫、富士観光、住友金属工業の三社でございます。しかし、会社の数は三つでございますけれども、発行いたしております株式数は六億株くらいでございます。したがって、株主の数は相当あるわけでございます。その株主が額面株式あるいは無額面株式というふうにいるのの株式を持っておりますと、先ほど申し上げましたような不便がございしますので、まずそこを解消していこうというところでございます。これが便利になりますれば、あるいは将来無額面株式を発行することも多くなる場合もあるかと思っておりますけれども、外国資本を入れるために特にこれをやるということは全然考えていないわけでございます。

○稲葉誠一君　この三社が無額面の株式を発行しているというのは、何か特別な、そのほうがプラスがあるからという、こういう意味なんですか。

○政府委員(新谷正夫君)　三社いずれもそれぞれ会社の都合によって無額面株式を発行したと思えますけれども、特に住友金属工業の場合におきましては、これを発行いたします当時にございまして、株の値段が額面を割っていたようでございます、額面以下に下がっていたようでございます。そういういたしますと、額面株式を発行することができなくなるわけでございまして、無額面株式にいたしましたして額面以下の発行価額で株主を募集したと、こういう経緯があるようでございます。

○稲葉誠一君　いや、それは特殊な例ですけれども、日本ではほとんどないわけですね。日本ではあまりないんじゃないわけでしょう。これがふえていくという可能性はあるんですか。それは業界のほうで——そこまで法務省に言えといったって無理でしょうけれどもね。

○政府委員(新谷正夫君)　今回の法律の改正をいたしますれば、先ほど申し上げましたような不便が除かれるという利点は出てくるわけでございまして、そういう意味からいたしまして、将来利用される場合も多くなるであろうということは申し上げられると思っておりますけれども、改正によりまし

て目に見えるように直ちに無額面株式の発行がほとんどふえていくことになるかと、これは何とも申し上げかねるわけでございます。

○稲葉誠一君 株の額面額は五十円が圧倒的に多いんですが、何か、あれですか、それを改めるといふ行き方はとっているわけですか。現行商法では五百円なんですか。

○政府委員(新谷正夫君) 現行商法では五百円になっております。しかし、従前五十円の額面の株式を発行しておつたものが圧倒的に多かったわけでございます。これをどうするかという問題があるわけでございますが、二十五年の改正のときに、商法施行法でございまして、これによりまして株主総会の特別決議によって額面を五百円に引き上げることができるといふ措置が講じてあるわけでございます。しかし、現在の株式界の実情をいたしましては、五十円株がやはり依然として多いというのが実情でございます。

○稲葉誠一君 それは、将来どういふふうにしたというふうなことを考えているわけなんですか。

○政府委員(新谷正夫君) これは株式事務にも非常に影響のある問題でございます。五十円の額面の株式というものがはたして株式として相当であるかどうかという問題でございます。確かに、現在の経済事情から申しまして、一株五十円というのはいかにもおかしい感じはいたすわけでございます。さりとてこれを法律によつて強制的に額面金額を引き上げてしまふということにいたしますと、端株を持っておる株主の保護をどうするかという問題も出てまいりまして、なかなか容易でないわけでございます。のみならず、どういふわけか存じませんが、たとえば五百円の株式を一株持っているよりは五十円の株式を十株持っているほうがいいというふうな感じもあるようでございます。そういうことから、実情をいたしましては五十円株を引き上げて五百円株にすることも困難なような事情があるわけでありまして、行く行くこれは株券の併合とかいふようなことをやりましてもう少し株式事務が簡素化する

るようにすることも考えなきゃならないわけでございますが、ともかく、現在におきましては、必ずしも五百円に引き上げることが直ちに実施できるかどうかということにつきましてはかなりの困難があると思ひます。

○稲葉誠一君 この法律全体を見てみて、どうもやっぱり外国資本を導入させるためにそちらにウエイトを置いて本法の改正が行なわれたといふふうな感じが非常に強いわけですね。それは明らかにしておらないかもしれませんが、各経済団体からの要請はどうもそういう点を中心になつておるし、同時に国内の会社の利益ということももちろん出てくるわけですが、そういう点において、ことに証券取引市場の実態、ことに買取引受の問題をめぐって、証券会社がなぜこれに非常に執着を持っているかということなんか、証券業協会の人は、それは誤解なんだ、それは決してうまみがあるものでない、それによつて利益が与えられるものでもないなんて言っておりますけれども、どうもそういう点のはつきりしないわけですね。

○政府委員(新谷正夫君) ただいま、そのような考えは持っております。もちろん、株式会社でございまして、株式会社法というものを考えますときには、やはり株主の立場というものを考えざるべきでございます。そのためには、すべて取締役会の権限に委任してしまつて、株主総会を有名無実のものにするということとは、これはどういふことではないかと考えています。いろいろ問題がございますれば、逆に株主保護の厚くなるように

考えなければなりませんし、また、会社の企業経営のための取締役会にも少し働く場面を与えたほうがいいということになれば、そういった観点からの検討もこれは必要でございます。したがって、いまどちらの方向に向くべきであるといふふうなことは申し上げかねますけれども、少なくとも、株主総会といふものは、会社の中軸をなします株主の総体の意思決定機関でございまして、何と申しましても株式会社の一重要な最高機関でございまして、この権限を弱めていくといふことを故意に考へたりすることは現在いたしております。

○委員長(和泉寛君) 速記をやめて。

〔速記中止〕

○委員長(和泉寛君) 速記をつけて。ほかに御発言なければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○委員長(和泉寛君) 御異議ないものと認めます。

○委員長(和泉寛君) 委員の異動について御報告いたします。本日、岡村文四郎君が委員を辞任され、その補欠として井川伊平君が委員に選任されました。

○委員長(和泉寛君) それでは、これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

——別に御意見もないようでございますが、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○委員長(和泉寛君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより採決に入ります。商法の一部を改正する法律案の問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(和泉寛君) 多数と認めます。よつて、本案は、多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○委員長(和泉寛君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時五十分散会

六月三日日本委員会に左の案件を付託された。

一、ベトナム中央歌舞団の日本公演のための申請中の手続きに対する公正裁決促進に関する請願(第二六三九号)(第二六四〇号)(第二六四一号)

一、印章に関する法律制定に関する請願(第二六四八号)

第二六三九号 昭和四十一年五月二十四日受理  
ベトナム中央歌舞団の日本公演のための申請中の手続きに対する公正裁決促進に関する請願  
請願者 東京都北多摩郡国立町国立三二二ノ四 小野重之外千二百名

紹介議員 木村美智男君  
ベトナム中央歌舞団の来日と公演を実現させるため申請中の手続きに対し、すみやかに公正なる裁決を行なうよう取り計らわれない。

理由

一、ベトナムは、歌と詩の国といわれ、すぐれた音楽と優美な舞踊で知られ、昔から日本との深い文化のつながりをもっている。  
二、昨年のベトナム民主共和国文化代表団の日本訪問に引き続き、本年は六月八日から二箇月間にわたりベトナム中央歌舞団(総員五十五名)の日本公演を二十二都市(四十回)で実現することになった。

三、ベトナム歌舞団の来日は日本の文化芸術の分

野でも、また両国の友好を深めるうえでも大きな意義をもつものと確信する。

第二六四〇号 昭和四十一年五月二十四日受理  
ベトナム中央歌舞団の日本公演のための申請中の  
手続きに対する公正裁決促進に関する請願

請願者 青森県弘前市駅前三丁目 三木弘  
二外千二百名

紹介議員 鈴木 壽君  
この請願の趣旨は、第二六三九号と同じである。

第二六四一号 昭和四十一年五月二十四日受理  
ベトナム中央歌舞団の日本公演のための申請中の  
手続きに対する公正裁決促進に関する請願

請願者 山形県上山市小倉七八 工藤定美  
外千百名

紹介議員 大森 創造君  
この請願の趣旨は、第二六三九号と同じである。

第二六四八号 昭和四十一年五月二十五日受理  
印章に関する法律制定に関する請願

請願者 奈良県天理市三島町四〇一奈良県  
印章組合内 細川榮勝外六名

紹介議員 新谷寅三郎君  
この請願の趣旨は、第二〇六二号と同じである。

昭和四十一年六月十五日印刷

昭和四十一年六月十六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局